

○内閣府令第 号

信託業法（平成十六年法律第 号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第 号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

信託業法施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 信託会社

第一節 総則（第四条―第二十六条）

第二節 主要株主（第二十七条）

第三節 業務（第二十八条―第四十一条）

第四節 經理（第四十二條・第四十三條）

第五節 監督（第四十四條―第五十一條）

第六節 特定の信託についての特例（第五十二條・第五十三條）

第三章 外国信託業者（第五十四條―第六十七條）

第四章 指図権者（第六十八條）

第五章 信託契約代理店

第一節 総則（第六十九條―第七十五條）

第二節 業務（第七十六條―第七十八條）

第三節 經理（第七十九條）

第四節 監督（第八十條）

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則（第八十一條―第九十三條）

第二節 業務（第九十四條―第九十九條）

第三節 經理（第百条・第百一条）

第四節 監督（第百二条）

第七章 雜則（第百三条―第百五条）

附則

第一章 總則

（定義）

第一条 この府令において「信託会社」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理店」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第
二条第二項、第四項、第六項、第七項、第九項又は第十一項に規定する信託会社、管理型信託会社、外国
信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者をいう。

（訳文の添付）

第二条 法、信託業法施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣若しくは金融
庁長官（令第二十五条から第二十八条までの規定により金融庁長官の権限を財務局長又は福岡財務支局長

に委任する場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第百四条第一項を除き、以下同じ。）に提出し又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（外国通貨の換算）

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣若しくは金融庁長官に提出し又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りではない。

第二章 信託会社

第一節 総則

（関係親法人等又は他の法人等に準ずる者）

第四条 令第二条第二号イ（４）に規定する内閣府令で定める者は、同号イ（４）に規定する関係親法人等の総株主又は総出資者の議決権（法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を

超える議決権を一の法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）又は当該法人等及びその関係子法人等（同号イ（6）に規定する関係子法人等をいう。以下この条において同じ。）が保有している場合における当該法人等とする。

2 令第二条第二号イ（6）に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等とする。

（免許の申請）

第五条 法第三条の免許を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 二 信託業務以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

- 三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面
- 四 取締役、執行役又は監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることとを当該取締役、執行役又は監査役が誓約する書面
- 五 主要株主（令第二条第二号イ（2）に規定する主要株主をいう。第四十八条第一項第七号、別表第三及び別表第八において同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権

の数を記載した書面

六 主要株主（法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第四十八条第一項第七号、第五十四条第二項第七号、第六十三条第一項第五号、別表第三、別表第五及び別表第八を除き以下同じ。）の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

七 主要株主が法第五条第二項第九号イ及びロ並びに第十号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面

八 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

ハ 第四十条第二項各号に掲げる業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）

九 信託業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的へ

の追加に係る株主総会の議事録の写し。

十 信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

十一 その他法第五条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第四条第三項第一号に規定する引受けを行う信託財産の種類は、次に掲げる区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 金銭

二 有価証券

三 金銭債権

四 動産

五 土地及びその定着物

六 地上権

七 土地及びその定着物の賃借権

八 担保権

九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第三十七条第一項第七号において同じ。）

十 特定持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六条に規定する特定持分をいう。）

十一 種類を異にする二以上の財産

十二 その他

2 法第四条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託業務の運営の基本方針

二 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針
（審査の具体的基準）

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に

掲げる事項に配慮するものとする。

一 資本の額及び純資産額が令第三条に規定する額以上であること。

二 純資産額が、收支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する営業年度（業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度を経過するまでの期間をいう。）を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

三 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び閲覧に関し業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること。

四 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者が確保されていること。

ロ 管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者（第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を含む。）が確保されていること。

ハ 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ニ 第四十条第一項各号のいずれにも適合すること。

(純資産額の算出)

第八条 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 当該信託会社が子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第二号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社をいう。第四十二条第二項第一号及び第四十三条第一項第五号において「子会社等」という。）を有する場合 当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（他に営んでいる業務に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除して計算された金額のうちいずれか低い方の金額

二 前号以外の場合 当該信託会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除して計算された金額

2 前項の資産及び負債の評価は、計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならない。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。

一 金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額

二 市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額

三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足額を控除した金額

(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実)

第九条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下同じ。）若しくは使用人である者、又はこれらであつた者（役人又は使用人でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 会社に対して重要な融資を行っていること。

三 会社に対して重要な技術を提供していること。

四 会社との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

五 その他会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として保有する株式又は出資に係る議決権（法第五条第七項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の保有する株式又は出資に係る議決権

三 会社の役員又は使用人が当該会社の他の役員又は使用人と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は使用人の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項又は第二百一十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社をいう。）又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二

号に規定する外国証券会社をいう。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が保有する当該会社の株式に係る議決権(法第五条第七項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 相続人が相続財産として保有する会社の株式又は出資(当該相続人(共同相続の場合を除く。)が単純承認(単純承認したものとみなされる場合を含む。))若しくは限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。)に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権
(資本の額の減少の認可)

第十一条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、法第六条の規定により資本の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

一 減資前の資本の額

二 減資後の資本の額

三 減資予定年月日

四 減資の方法

2 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 理由書

二 資本の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録

四 最終の貸借対照表

五 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は資本の額の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十三条第二項において準用する同法第二百十五条第一

項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

八 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 資本の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

二 資本の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

三 減資後の資本の額が令第三条に規定する金額以上であること。

四 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度（減資をする日以降の期間に限る。）及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度を通じて令第二条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

（登録等の申請）

第十二条 法第七条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の

申請書に、当該申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付してその者の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第七条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。

3 令第七条第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 二 信託業務以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 三 第五条第二項第三号から第八号までに掲げる書面
- 四 営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証する書面
- 五 申請者が人的構成に照らして管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有するこ

とを証する書面

(業務方法書の記載事項)

第十四条 第六条第一項の規定は、法第八条第三項第一号（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する引受けを行う信託財産の種類の記事について準用する。

2 第六条第二項の規定は、法第八条第三項第六号（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項について準用する。

(管理型信託会社登録簿の縦覧)

第十五条 管理型信託会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をした管理型信託会社に係る管理型信託会社登録簿を当該管理型信託会社の本店の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(純資産額の算出)

第十六条 第八条の規定は、法第十条第二項の規定により同条第一項第三号の純資産額を計算する場合について準用する。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第十七条 令第十条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)第四条の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会

四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条第二号に規定する信用協同組合及び

同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)第六条の免許を受けた労働金庫及び労働金庫連合会

(営業保証金の供託の届出等)

第十八条 法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第三号により作成した供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 信託会社が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官に届け出なければならない。

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第十九条 信託会社は、法第十一条第三項に規定する契約を締結したとき（金融庁長官の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、別紙様式第四号により作成した保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 信託会社は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除を行おうとする場合は、別紙様式第五号により作成した保証契約変更承認申請書又は別紙様式第六号により作成した保証契約解除承認申請書により、金融庁長官に承認を申請しなければならない。

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした信託会社が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 信託会社は、金融庁長官の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第七号により作成した保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第八号により作成した保証契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面を添付して金融庁長官に届け出るとともに

、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 信託会社が令第十条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第九条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 信託会社が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除した日

三 令第十一条の権利の実行の手続が行われた場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則(平成十六年内閣府令・法務省令第 号)第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第十一条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を

行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託会社が信託会社等営業保証金規則第

十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第二十一条 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。)

二 地方債証券

三 政府保証債券

四 金融庁長官が指定した社債券その他の債券(記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの並びに前号に掲げるものを除く。)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第二十二条 法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の

価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額

二 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額

三 政府保証債券 額面金額百円につき九十五円として計算した額

四 前条第四号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2 割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \quad - \quad \text{発行価額} \\ \hline \text{発行の日か} \\ \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \times \quad \quad \quad \text{ら供託の日} \\ \text{発行の日から償還の日までの年数} \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{までの年数} \end{array}$$

3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数

で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(届出の手續等)

第二十三条 信託会社は、法第十二条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる書類並びにその写し一通を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、管理型信託会社からその登録をした財務局長又は福岡財務支局長の管轄する区域を超えて本店の位置の変更があつたことの届出書を受理した場合には、当該届出書及び管理型信託会社登録簿のうち当該管理型信託会社に係る部分その他の書類並びにその写し一通を、当該変更後の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該管理型信託会社を管理型信託会社登録簿に登録するものとする。

(業務方法書の変更の認可)

第二十四条 信託会社(管理型信託会社を除く。)又は外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。)は、

法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 理由書

二 変更後の業務方法書案

三 業務方法書の変更箇所の新旧対照表

四 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 業務方法書の変更の内容が法令に適合していること。

二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、管理又は処分を行う財産に関する十

分な知識及び経験を有する者（第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を含む。）の確保の状況、業務管理に係る体制等に照らし、申請者が当該申請に係る変更後の業務を的確に遂行することができること。

三 当該申請の内容が委託者又は受益者の利益を損なうものでないこと。

（業務方法書の変更の届出）

第二十五条 法第十三条第二項の規定により届出を行う管理型信託会社又は管理型外国信託会社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書及び同条第二項に定める書類並びにその写し一通を、金融庁長官に提出しなければならない。

（取締役の兼職の承認の申請）

第二十六条 信託会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。）は、法第十六条の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 氏名及び信託会社における役職名

- 二 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 兼職先の商号
 - ロ 兼職先における役職名及び代表権の有無
 - ハ 就任年月日及び任期
 - 三 事業を営む場合にあつては、当該事業の内容及び事業所の名称
- 2 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 当該申請に係る信託会社の同意書
 - 三 信託会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面
 - 四 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 当該他の会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面
 - ロ 信託会社と当該他の会社との取引関係を記載した書面
 - ハ 当該他の会社の定款、最終の営業報告書並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面

五 事業を営む場合にあっては、信託会社と当該事業を営む取締役との取引関係を記載した書面

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

一 取締役が常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役が従事する信託会社の委託を受けてその業務の一部を遂行する会社又は当該信託会社が海外において設立した会社（これらの会社に準ずるものを含む。）であり、かつ、これらの会社が別会社となつた理由が当該信託会社の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合

二 取締役が常務に従事しようとする他の会社との業務提携の内容その他信託会社の経営方針に照らして当該取締役が兼職することに相当の理由があると認められる場合

三 取締役が営もうとする事業が、主として当該取締役の家族又はその使用人によつて営まれるものであつて、当該取締役が重要な事項についてのみ指示すれば足りるものと認められる場合

四 前三号に掲げる場合を除くほか、当該取締役の信託会社における業務に支障を来すおそれがないと認められる場合であつて、かつ、特に必要があると認められる場合

4 法第十六条の承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその営んでいる事業の内容の変更をしようとするときは、同条の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

一 代表権の有無について異動がある場合

二 新たに会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役若しくは代表執行役の地位に就いた場合又はこれらの地位について異動がある場合

三 取締役又は執行役の担当する職務について変更がある場合

四 使用人を兼務している取締役若しくは執行役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役若しくは執行役となった場合（使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。

五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合

5 法第十六条の承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務若しくは事業の内容に変更があつたとき、信託会社の常務に従事する取締役でなくなつたとき、又は承認を受けて兼職している他の会社の常務に従事しないこととなつたとき若しくは事業を営まないこととなつたときは、遅滞なく、その旨を当該信託

会社を経由して、金融庁長官に届け出なければならない。

第二節 主要株主

(主要株主の届出の手續等)

第二十七条 法第十七条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。以下第二項及び第四項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商号、名称又は氏名及び主たる営業所若しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所
- 二 法人である場合は、代表者の氏名
- 三 保有する議決権の数

2 法第十七条第一項に規定する総株主の議決権の数は、対象議決権（法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らずとが困難な場合には、直近の有価証券報告書又は半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数）とすることができ。

3 法第十七条第二項（法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、登記簿抄本又はこれに代わる書面

4 信託会社の主要株主となった者は、別紙様式第九号により作成した法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に当該届出書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。第五十二条第三項において同じ。）である場合はその主たる営業所又は事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所とし、外国会社である場合であつて本店又は主たる事務所が外国にあるときは、国内における営業所の所在地とする。）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条第三項及び第六十一条第二項において同じ。）である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

第三節 業務

(兼業の承認の申請)

第二十八条 信託会社は、法第二十一条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 兼業業務（法第二十一条第一項の規定により営む業務以外の業務をいう。以下同じ。）の種類
- 二 兼業業務の開始予定年月日

2 法第二十一条第三項に規定する営む業務の内容及び方法を記載した書類は、次に掲げる事項が明確となるよう記載しなければならない。

- 一 兼業業務が信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 二 兼業業務が信託業務に関連するものであること。

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 兼業業務が次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ 人員配置その他の兼業業務の執行体制の状況に照らして、兼業業務が信託業務に付随するものとな
っていること

ロ 兼業業務を行う部門と信託業務を営む部門が明確に分離されていること。

ハ 兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること。

ニ 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。

ホ 兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること。

二 信託業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験と兼業業務を的確に遂行するために必要
とされる知識及び経験の共通性その他の業務の内容及び方法を勘案して、兼業業務が信託業務に関連す
るものであると認められること。

4 信託会社は、法第二十一条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及
びその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

一 兼業業務の内容又は方法の変更の内容

二 変更予定年月日

5 前項の申請書には次に掲げる書類及び写し一通を添付しなければならない。

一 理由書

二 変更後の兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面

三 兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表

6 金融庁長官は、第四項の承認の申請があつたときは、第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

7 第二項の規定は第五条第二項第二号及び第十三条第二号に規定する書面における兼業業務に関する記載について準用する。

8 内閣総理大臣（令第二十五条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長又は福岡財務支局長が金融庁長官の権限を委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長）は、法第五条第一項に規定する申請者又は法第八条第一項に規定する申請者が法第五条第二項第七号又は法第十条第一項第一号に該当するか否かを判断するに当たつて、第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。但し、第一号イに掲げる基準にあつては、信託業務の開始後合理的な期間内に兼業業務が信託業務に付随する

ものになることが見込まれることとする。

(信託会社の業務委託契約の内容)

第二十九条 法第二十二條第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 信託会社が信託業務を委託する相手方（以下この条において「委託先」という。）は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 委託先は、信託会社の同意なく業務の再委託を行わないこと。

三 委託先は、信託会社の求めに応じ、当該財産の管理及び処分状況並びに前号に基づき信託会社の同意を得て行った業務の再委託の状況（再委託の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。）について説明しなければならないこと。

四 委託先は、当該財産の管理及び処分状況に記載した書類を主たる事務所に備え置き、信託会社の求めに応じ、これを閲覧させること。

五 信託会社は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該

信託契約に基づく信託業務に係る信託会社と委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(信託の引受けに係る行為準則)

第三十条 法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 委託者に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

二 自己との間で信託契約を締結することを条件として自己の利害関係人（法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この章において同じ。）が委託者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該委託者との間で当該信託契約を締結する行為

三 その他法令に違反する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機

関投資家等から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 信託会社の委託を受けた信託契約代理店が法第七十六条において準用する法第二十五条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合

四 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託の契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第三条第二項に規定する信託約款の内容について説明を行った場合

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六十二条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第百六十五条第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）第六十四条第三号から第二十一号までに掲げる事項について説明を行った場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十二条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量

二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。）

三 第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定日、信託財産の種類及び取得にあつての条件

2 法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

3 法第二十六条第一項第八号に規定する法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の様及び条件を含むものとする。

4 法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必

要な事項

二 信託法（大正十一年法律第六十二号）第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項

三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項

四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5 法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 受益者に交付する信託財産の種類

二 信託財産を交付する時期及び方法

三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容

6 法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託報酬の額又は計算方法

二 信託報酬の支払の時期及び方法

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 損失の危険に関する事項

- 二 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項
- 三 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容
- 四 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項
 - イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理
 - ロ 受託者の辞任
 - ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任
 - ニ 信託終了の事由

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十三条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は次条に規定する電磁的方法を利用する方法により当該委託者からあらかじめ法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合
- 二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二十六条第一項の規定によ

り当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託の契約による信託の引受けを行った場合において、委託者に対して同条第二項に規定する受益証券を交付した場合

四 資産の流動化に関する法律第百六十二条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者に対して同法第百七十三条第一項に規定する受益証券を交付した場合

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条 法第二十六条第二項（法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 信託会社等（信託会社又は信託会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託会社の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係

る電子計算機と委託者等（委託者又は委託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回

線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧フ

イルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は信託会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十五条 令第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち信託会社が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（計算期間の特例）

第三十六条 法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合
- 二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土

曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。

）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

- 三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合
- 四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄（信託財産の総額の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に投資することを目的とする信託の場

合には、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有するものに限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額

三 公社債につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における券面総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。）

四 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間

中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ただし、ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において実質的受益者という。）を含む。以下この項、第四十一条第一項第三号並びに第五項第二号及び第六十八条第一項第二号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項

ロ 不動産の売却を予定する信託の場合につき、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）

）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）

ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合につき、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情

により記載できない場合には、その旨)

二 当該不動産の売却が行われた場合につき、計算期間中における売却金額の総額

六 金銭債権につき、次に掲げる事項

イ 当期末現在における債権の種類及び額(債権の種類ごとの総額で足りる。)その他の債権の内容に関する事項

ロ 債権の売買が行われた場合につき、計算期間中における債権の種類ごとの売却総額

七 知的財産権につき、次に掲げる事項(ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

イ 知的財産権の種類、特許権者その他の知的財産権を有する者の氏名又は名称その他の知的財産権を特定するために必要な事項

ロ 知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権その他の権利(以下この号において実施権等という。)が設定された場合につき、知的財産権ごとに、実施権等の権利者の氏名又は名称、

実施権等の範囲その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合につき、知的財産権ごとに、当期末現在における評価額

ニ 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況

八 第二号から前号に掲げる資産以外の資産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において対象資産という。）につき、対象資産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象資産の種類、権利者の氏名又は名称その他の対象資産を特定するために必要な事項

ロ 対象資産に関して権利が設定された場合につき、対象資産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ 対象資産の売却を予定する信託の場合につき、対象資産ごとに、当期末現在における評価額

ニ 対象資産ごとに、計算期間中における取引の状況

九 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

十 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、契約ごとに、借入先、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び用途

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

2 信託会社は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の収支の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

3 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもつて表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成した上、これを受益者に交付しなければならない。

6 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は証券取引法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法に基づく開示を行っている場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく開示義務がない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号ロ及びハに掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、第一項第五号ロ及びハに掲げる事項の記載を省略することができる。（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対し、当該投資信託委託業者が同法第三十三条第一項に規定する運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三条に規定する認可投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第八項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第三十七条に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している

場合

六 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一項口に規定する資産管理機関として信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十三条に規定する企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型記録関連運営管理機関等が同法第二十条に規定する通知をするために必要な情報を提供している場合

七 取引について当該取引ごとの内容を書面交付または電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第三十九条 信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託会社は、法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託会社は、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、次の各号に定める書類をそれぞれ各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 総勘定元帳 作成の日から五年間

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十條 信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一 内部管理に関する業務を的確に遂行することができる人的構成を確保すること。

二 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化

する規定を含むものに限る。)を整備すること。

三 内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び従業員に遵守させることをいう。）に関する業務

二 内部監査及び内部検査に関する業務

三 財務に関する業務

3 信託会社は、委託を行った信託契約代理店の信託契約代理業務の適切な運営を確保するため、信託契約代理店に対する指導及び信託契約代理店の信託契約代理業務に係る法令の遵守状況の検証を行うための十分な体制を整備しなければならない。

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項

、第七十二条第二項第一号並びに第七十七条第四号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 信託会社は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（信託財産に係る行為準則）

第四十一条 法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

- 一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
- 二 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
- 三 当該信託財産にかかる受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

2 法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。

三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

3 法第二十九条第三項の規定により信託会社が受益者に交付する書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引当事者

二 信託財産との取引の相手方となった者が信託会社の利害関係人である場合には、信託会社との関係（信託財産との取引の相手方となった者が信託会社から委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、委託を受けた者との関係）

三 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項

- 四 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項
 - 五 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託財産の計算期間における取引の数量）
 - 六 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）
 - 七 取引の方法
 - 八 取引を行った年月日
 - 九 取引を行った理由
 - 十 当該取引に関して信託会社（信託会社から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額
 - 十一 当該書面の交付年月日
 - 十二 その他参考となる事項
- 4 信託会社は、法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたときは、信託財産の計算期間ごとに、遅

滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を受益者に交付しなければならない。

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く）のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的方法によ

り同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

五 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く）のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

第四節 経理

（営業報告書の作成等）

第四十二条 法第三十三条に規定する営業報告書は、別紙様式第十号（外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）にあつては別紙様式第十号の三）により、作成しなければならない。

2 前項の営業報告書には、次の各号（承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

一 信託会社（外国信託会社及び承認事業者を含む。この号において同じ。）が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

二 別紙様式第十一号により作成した株式保有状況表

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員）の兼職及び兼業状況報告書

四 別紙様式第十三号により作成した業務委託の状況表

五 法第二十九条第二項各号に規定する取引の概要を記載した書類

六 外国信託会社にあつては、その本国において作成された直近の営業報告書又はこれに代わる書類（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条 法第三十四条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は商号若しくは名称並びにその株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合

ニ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ 本店その他の営業所の名称及び所在地

ヘ 営んでいる業務の種類

二 信託会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度における信託業務の概要

ロ 直近の五営業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 信託報酬

(2) 信託勘定貸出金残高

(3) 信託勘定有価証券残高

(4) 信託財産額

ハ 直近の二営業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 別紙様式第十四号により作成した信託財産残高表

(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末
受託残高

(3) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高

(4) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高

(5) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末
残高

(6) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高

(7) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等
に係る貸出金残高

(8) 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高

(9) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(10) 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(11) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の期末残高

ニ 信託財産の分別管理の状況

ホ 信託業務以外の業務の状況

三 信託会社の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

- ロ 各営業年度終了の日における借入金的主要な借入先及び当該借入金額
 - ハ 各営業年度終了の日における保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益
 - ニ イに掲げる書類について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
- 四 信託会社の内部管理の状況に関する事項
- 五 子会社等を有する場合にあつては、信託会社及びその子会社等の状況に関する次に掲げる事項
- イ 信託会社及びその子会社等の集団の構成
 - ロ 子会社等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容並びに信託会社及び他の子会社等が保有する議決権の数の合計及び当該子会社等の総株主の議決権に占める当該保有する議決権の数の割合
 - ハ 信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
 - ニ ハに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 外国信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号及び本店の所在地

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 外国信託会社の株式の保有数又は出資額の上位十位までの株主又は出資者の氏名、商号若しくは名称及びその総株主又は総出資者の議決権に占める当該株式又は出資に係る議決権の割合

ニ 法第五十三条第二項第三号に規定する役員の氏名及び役職名

ホ 国内における代表者の氏名及び役職名

ヘ 主たる支店（法第五十三条第一項に規定する主たる支店をいう。以下同じ。）その他の支店の名称及び所在地

ト いずれかの支店において営んでいる業務の種類

二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度における信託業務の概要

ロ 直近の五営業年度における信託業務の状況を示す指標として前項第二号ロに掲げる事項

ハ 直近の二営業年度における信託財産の状況を示す指標として前項第二号ハに掲げる事項

ニ 信託財産の分別管理の状況

ホ 信託業務以外の業務の状況

三 支店の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ 各営業年度終了の日における借入金的主要な借入先及び当該借入金額

ハ 各営業年度終了の日における保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

四 支店の内部管理の状況に関する事項

五 外国信託会社の業務の全部に関し作成された直近の貸借対照表及び損益計算書（日本語で記載されるものに限る。）

3 前二項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条に規定する内閣府令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

一 承認事業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 役員の氏名及び役職名

ニ 主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

ホ 営んでいる業務の種類

二 承認事業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度における信託業務の概要

ロ 直近の五営業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 信託報酬

(2) 信託財産の概要

(3) 信託財産の分別管理の状況

ハ 信託業務以外の業務の状況

三 承認事業者の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 貸借対照表及び損益計算書

ロ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

四 承認事業者の内部管理の状況に関する事項

4 法第三十四条に規定する内閣府令で定める期間は、四月間とする。

第五節 監督

(合併の認可申請)

第四十四条 信託会社は、法第三十六条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

一 合併予定年月日

二 合併の方法

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 合併の当事者の会社登記簿の謄本

三 合併の当事者の株主総会の議事録（商法第四百十三条ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する信託会社にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三条ノ三第五項の規定により株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面）

四 合併の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の

日計表

五 合併後の信託会社（法第三十六条第二項に規定する合併後の信託会社をいう。以下同じ。）が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

六 合併後の信託会社の定款

七 合併後の信託会社の業務方法書

八 合併後の信託会社の収支の見込みを記載した書面

九 合併後の信託会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十 合併後の信託会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役。第四十七条までにおいて同じ。）及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十一 合併後の信託会社の取締役及び監査役の履歴書

十二 商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信託会社にあつては、これらの公告）の状況を記載した書面

十三 株式の併合をする場合にあつては、商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面

十四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類

十五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十六条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をす

る場合について準用する。

(新設分割の認可申請)

第四十五条 信託会社は、法第三十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、法第四十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

一 新設分割予定年月日

二 新設分割の方法

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 新設分割の当事者の会社登記簿の謄本

三 新設分割の当事者の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により株主総会の承認を得ないで新設分割を行う信託会社にあつては、取締役会の議事録）

四 新設分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最

近の日計表

五 設立会社（法第三十七条第二項に規定する設立会社をいう。以下同じ。）が法第五条第二項第六号、

第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

六 設立会社の定款

七 設立会社の業務方法書

八 設立会社の収支の見込みを記載した書面

九 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記

載した書面

十 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十一 設立会社の取締役及び監査役の履歴書

十二 商法第三百七十四条ノ四第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を

掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信託会社にあつては、これらの公告）の状況を記載し

た書面

十三 株式の併合をする場合にあつては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面

十四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五條の二第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書面

十五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 第七條の規定は、金融庁長官が法第三十七條第一項の認可の申請に係る同條第四項に規定する審査をする場合について準用する。

(吸収分割の認可申請)

第四十六條 信託会社は、法第三十八條第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、法第四條第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

一 吸収分割予定年月日

二 吸収分割の方法

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 吸収分割の当事者の会社登記簿の謄本

三 吸収分割の当事者の株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ二十二第一項又は第三百七十四条ノ二十三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う信託会社にあつては、取締役会の議事録）

四 吸収分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表

五 承継会社（法第三十八条第二項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

六 承継会社の定款

七 承継会社の業務方法書

八 承継会社の収支の見込みを記載した書面

九 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十一 承継会社の取締役及び監査役の履歴書

十二 商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信託会社にあつては、これらの公告）の状況を記載した書面

十三 株式の併合をする場合にあつては、商法第二百十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書面

十四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第三項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書面

十五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十八条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をす

る場合について準用する。

(営業譲渡の認可申請)

第四十七条 信託会社は、法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による営業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

一 営業譲渡予定年月日

二 営業譲渡の方法

2 法第三十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。）

三 当該営業譲渡が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の

議事録又は取締役会の議事録

四 営業譲渡の当事者の最近の日計表

五 譲受会社（法第三十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する譲受会社をいう。以下同じ。）が法第五条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

六 譲受会社の定款（これに準ずるものを含む。）

七 譲受会社の業務方法書

八 譲受会社の収支の見込みを記載した書面

九 譲受会社の主要株主（これに準ずるものを含む。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十 譲受会社の取締役及び監査役又は国内における代表者及び支店に駐在する役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十一 譲受会社の取締役及び監査役又は国内における代表者及び支店に駐在する役員の履歴書

十二 商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により株主総会の決議を経ないで営業の全部の譲受けを行う信託会社にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面

十三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十九条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について、第五十五条において準用する第七条の規定は、金融庁長官が法第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について、それぞれ準用する。

(届出事項)

第四十八条 法第四十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第五条第二項第一号から第三号まで、第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくは第

六号又は法第十条第一項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなった場合

二 取締役、執行役又は監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなった
事実を知った場合

三 主要株主が法第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでのいずれかに該当すること
なつた事実を知った場合

四 純資産額が資本の額に満たなくなつた場合

五 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合

六 定款を変更した場合

七 主要株主に異動があつた場合

八 不祥事件が発生したことを知つた場合

九 訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

十 外国において駐在員事務所を設置又は廃止した場合

十一 信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合又は当該委託契約が終了した場合

十二 自己を所属信託会社（法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいう。以下同じ。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知った場合（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）

2 法第四十一条第一項の規定による届出を行う信託会社は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

- 一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に違反する行為

三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 of 監督当局に報告したもの

七 その他信託会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

（廃業等の届出）

第四十九条 法第四十一条第二項の規定により届出を行う者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、金融庁長官（信託会社が、合併により株式会社を設立し、信託会社（法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）以外の株式会社と合併し、又は分割により信託会社以外の株式会社信託業の全部の承継をさせることにより、その地位を当該信託会社以外の株式会社に承継させる

場合にあつては、当該株式会社の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（次項において「財務局長等」という。）を含む。）に提出しなければならない。

2 第二十三条第三項の規定は、前項の規定により管理型信託会社に係る書類の提出を受けた財務局長等について準用する。

（廃業等の公告等）

第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

2 法第四十一条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 信託業の廃止、合併、合併及び破産以外の理由による解散、分割による信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二 引受けを行った信託関係の処理の方法

3 法第四十一条第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公告の内容

二 公告の方法

三 公告年月日

4 法第四十一条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 法第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けた旨

二 登録年月日

(監督処分公告)

第五十一条 法第四十八条の規定による監督上の処分公告は、官報によるものとする。

第六節 特定の信託についての特例

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

第五十二条 法第五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。第四項第四号及び第七号並びに第六項第一号において同じ。）が受託者と同一の会社集団（法第五十一条第一項第一号に規定する会社集団をいう。以下この節にお

いて同じ。)に属さない者との間で締結されていないこと。

二 信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十六年法律第 号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。第四項第五号及び第七号並びに第六項第二号において同じ。）が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。

三 証券取引法第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。第四項第六号及び第七号並びに第六項第三号において「有価証券」という。）の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合（当該有価証券の発行により受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。）には、当該有価証券を受託者と同一の会社集団に属しない者が取得していないこと。

四 法第五十一条第一項に規定する信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規定する匿名組合契約に係る権利、信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約に係る権利、信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約に係る権利又は有価証券その他これらに類する

権利を担保とする貸付契約が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。

2 法第五十一条第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受託者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名（商法第四百七十九条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による登記をした外国会社であつて国内に営業所を設けていないものにあつては、これらに加え国内における代表者の氏名及び国内の住所。以下第二号及び第三号において同じ。）

二 委託者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名

三 委託者以外の受益者がある場合には、当該受益者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名

3 法第五十一条第一項の信託の受託者は、前項に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を、居住者である場合には当該受託者の主たる営業所若しくは事務所（当該受託者が外国会社である場合であつて主たる営業所又は事務所が外国にあるときは、国内における営業所）の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者である場合には関東財務局長に届け出なければならない。

4 法第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属する会社であることを証する書面

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第三十七条において同じ。）が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を受託者と同一の会社集団（法第五十一条第一項第一号に規定する会社集団をいう。）に属する者のみが取得することを誓約する書面

三 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）が締結されないことを誓約する書面

四 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約が締結されないことを誓約する書面

五 受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合が締結されないことを誓約する書面

六 有価証券の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合（当該有価証券の発行によ

り受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。）には、当該有価証券を受託者と同

一の会社集団に属する者のみが取得することを誓約する書面

七 法第五十一条第一項に規定する信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規定する匿名組合契約に係る権利、第一項第一号に規定する組合契約に係る権利、第二号に規定する投資事業有限責任組合契約に係る権利又は第三号に規定する有価証券その他これらに類する権利を担保とする貸付契約を受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されないことを誓約する書面

5 法第五十一条第五項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第五十一条第一項の信託の受託者でなくなったときは、その理由

二 法第五十一条第一項の信託が法第五十一条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことを知ったときは、該当しなくなった理由

6 法第五十一条第八項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第五十一条第一項の信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約を受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結すること。

二 法第五十一条第一項の信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約を受託者と同
一の会社集団に属さない者との間で締結すること。

三 受益者が有価証券の発行を目的として設立又は運営される会社であり、かつ、当該有価証券の発行に
より受け入れた金銭を信託することにより受益者となった場合において、当該有価証券を受託者と同
一の会社集団に属しない者に取得させること

四 法第五十一条第一項に規定する信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規
定する匿名組合契約に係る権利、第一号に規定する組合契約に係る権利、第二号に規定する投資事業有
限責任組合契約に係る権利又は第三号に規定する有価証券その他これらに類する権利を担保とする貸付
契約を受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結すること。

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 法第五十二条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十五号により作成した同条第二
項において準用する法第八条第一項の申請書及び法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項の
規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する財

務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第五十二条第二項において準用する法第十条第一項第三号に規定する純資産額を算出した書面

二 信託業（特定大学技術移転事業（法第五十二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。以下別表第五及び別表第六において同じ。）以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

三 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四 第五条第二項第四号及び第五号に規定する書面

五 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五

十二号) 第四条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に関する計画について文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けたことを証する書面

六 その他申請者が法第五十二条第二項において準用する法第十条第一項各号に該当しないことを確認するため参考となるべき事項を記載した書面

3 第十五条の規定は、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿(法第五十二条第二項において法第九条第一項に規定する管理型信託会社登録簿を読み替えて準用するものをいう。以下同じ。)の縦覧について準用する。

4 承認事業者については信託会社(第二十五条にあつては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条まで、第四十八条(第一項第三号、第四号、第十号、第十二号及び第十三号並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。))及び第五十条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十三条第二項及び第三項	管理型信託会社登録簿	特定大学技術移転事業承認事業者登録簿
第二十八条第二項第一号	信託業務	信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下同じ。）
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項、第七十七条第四号及び第五号に	主たる営業所その他の営業所又は事務所 承認事業者

	<p>おいて同じ。)</p> <p>本店その他の営業所、事務所若しくは代理店</p> <p>信託会社、外国信託会社又は金融機関</p>	<p>主たる営業所その他の営業所又は事務所</p> <p>承認事業者</p>
<p>第四十八条第一項第一号</p>	<p>法第五条第二項第一号から第三号まで、第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくは第六号又は法第十条第一項第二号若しくは第三号</p>	<p>法第五条第二項第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくは第六号又は法第五十条第二項において読み替えて準用する法第十条第一項第三号</p>
<p>第四十八条第一項第二号</p>	<p>取締役、執行役又は監査役</p>	<p>役員</p>
<p>第四十八条第一項第六号</p>	<p>定款</p>	<p>定款又は寄附行為</p>
<p>第四十八条第三項</p>	<p>信託会社の役職員又は自己を所属</p>	<p>承認事業者の役職員</p>

	<p>信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員</p>	
<p>第五十条第一項第一号</p>	<p>法第四十一条第三項又は第五項</p>	<p>法第四十一条第三項</p>
<p>第五十条第二項第一号</p>	<p>信託業</p>	<p>信託業（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下本号において同じ。）</p>
<p>別表第一</p>	<p>商号</p>	<p>商号又は名称</p>
<p>定款</p>	<p>定款又は寄附行為</p>	<p>株主総会（これに準ずる機関を含む。）</p>
<p>株主総会</p>	<p>株主総会（これに準ずる機関を含む。）</p>	<p>取締役会（これに準ずる機関を含む。）</p>
<p>資本</p>	<p>資本又は出資</p>	<p>取締役会（これに準ずる機関を含む。）</p>
<p>取締役会</p>	<p>取締役会（これに準ずる機関を含む。）</p>	<p>取締役会（これに準ずる機関を含む。）</p>

営業所	信託業	会社登記簿	取締役、執行役又は監査役
営業所又は事務所	信託業（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。）	登記簿	役員

5 法第四十一条第一項の規定による届出を行う承認事業者は、別表第五上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

6 法第四十一条第二項の規定により届出を行う承認事業者は、別表第六上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

第三章 外国信託業者

（免許の申請）

第五十四条 法第五十三条第一項の免許を受けようとする者は、別紙様式第十六号により作成した法第五十条第二項の申請書及び同条第三項の規定による添付書類を、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 支店の設置を決議した役員会等の議事録

二 主たる支店の会社登記簿の謄本

三 法第五十三条第六項第三号に規定する純資産額及びその算出根拠を記載した書面

四 いずれかの支店において信託業務及び信託受益権販売業以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

五 役員（法第五十三条第六項第八号に規定する役員をいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。）及び国内における代表者（法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

六 役員（支店に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

並びに役員及び国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

七 主要株主（当該外国信託業者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主又は出資者をいう。第六十三条第一項第五号及び別表第五において同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面

八 法第五十三条第六項第九号に規定する確認が行われていることを証する書面

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

ハ 第四十条第二項に規定する内部管理に関する業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）

十 その他法第五十三条第五項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 第六条第一項の規定は、法第五十三条第四項において法第四条第三項第一号の規定を準用する場合及

び法第五十四条第五項において法第八条第三項第一号を準用する場合について、それぞれ準用する。

4 第六条第二項の規定は、法第五十三条第四項において法第四条第三項第七号を準用する場合及び法第五十四条第五項において法第八条第三項第六号を準用する場合について、それぞれ準用する。

(審査の具体的基準)

第五十五条 第七条の規定は、内閣総理大臣が法第五十三条第一項の免許の申請に係る同条第五項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(資本の額及び純資産額の計算)

第五十六条 法第五十三条第二項第二号の資本の額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本に組み入れないこととした額を除く。）の総額並びに株式を発行しないで準備金を資本に組み入れた額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算しなければならない。

2 法第五十三条第二項第二号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、申請時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場

又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

3 第八条の規定は、法第五十三条第八項に規定する純資産額の計算について準用する。

(登録等の申請)

第五十七条 法第五十四条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十七号により作成した同条第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通をその者の主たる支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十四条第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。

(登録申請書の添付書類等)

第五十八条 法第五十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五十四条第二項第一号及び第二号に掲げる書面

二 法第五十四条第六項第三号に規定する純資産額及びその算出根拠を記載した書面

三 いずれかの支店において信託業務以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載

した書面

四 第五十四条第二項第五号から第九号までに掲げる書面

五 その他申請者が法第五十四条第六項各号に該当しないことを確認するため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五十六条の規定は、法第五十四条第七項及び第八項に規定する資本の額及び純資産額の計算について準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項中「第五十三条第二項第二号」とあるのは「第五十四条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(管理型外国信託会社登録簿の縦覧)

第五十九条 第十五条の規定は、管理型外国信託会社登録簿について準用する。

(損失準備金)

第六十条 法第五十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める率は、十分の一とする。

(資産の国内保有)

第六十一条 法第五十五条第四項に規定する営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額は、次の各号に掲げる外国信託会社の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）及び管理型外国信託会社（信託受益権販売業を営むものを除く。） 法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額

二 管理型外国信託会社（前号に規定するものを除く。） 法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額に法第九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額を加えた額

2 法第五十五条第四項に規定するすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額は、外国信託会社のすべての支店の計算に属する負債のうち本店その他の非居住者に対する債務以外の負債の額に相当する額とする。

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならぬ。

一 現金及び金融機関（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）

第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。第七十二条第一項及び第七十七条第四号を除き、以下同じ。）に対する預貯金

二 次に掲げる有価証券

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 特別の法律により法人の発行する債券

ニ 国内の証券取引所に上場され又は証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

ホ ニに規定する株券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形（証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものをいう。）

ヘ 証券取引法第二条第一項第五号、第七号、第七号の二又は第七号の三に掲げる有価証券

ト 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券

チ 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号又は第二号に掲げるものの性

質を有する有価証券

三 国内にある者に対する貸付金、立替金その他の債権で国内において確実な担保を受け入れているもの

四 有形固定資産

五 国内にある者に対する差入保証金

(届出の手續等)

第六十二条 法第五十六条第一項又は第二項の規定により届出を行う外国信託会社は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、管理型外国信託会社からその管轄する区域を超えて主たる支店の位置の変更があつたこととの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び管理型外国信託会社登録簿のうち当該管理型外国信託会社に係る部分その他の書類並びにその写し一通を、当該変更後の主たる支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該管理型外国信託会社を管理

型外国信託会社登録簿に登録するものとする。

(届出事項)

第六十三条 法第五十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第五十三条第六項第一号から第三号まで、第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくは第六号又は法第五十四条第六項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなった場合
- 二 役員又は国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
- 三 純資産額が資本の額に満たなくなった場合
- 四 定款（これに準ずるものを含む。）を変更した場合
- 五 主要株主に異動があった場合
- 六 不祥事件が発生したことを知った場合
- 七 訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合
- 八 信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合又は当該委託契約が終了した

場合

九 自己を所属信託会社とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知った場合（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）

2 法第五十七条第一項の規定による届出を行う外国信託会社は、別表第八上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項第六号の不祥事件とは、外国信託会社の支店に駐在する役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該外国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

- 一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為
- 三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 of 監督当局に報告したもの

七 その他外国信託会社の支店の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

（廃業等の届出）

第六十四条 法第五十七条第二項の規定により届出を行う者は、別表第九上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官に提出しなければならない。

（廃業等の公告等）

第六十五条 第五十条第一項の規定は、法第五十七条第三項又は第五項の規定による公告について準用する。

2 法第五十七条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 信託業の廃止、合併、合併及び破産以外の理由による解散、信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二 支店において引受けを行った信託関係の処理の方法

3 第五十条第三項の規定は、法第五十七条第四項に規定する届出書について準用する。

4 法第五十七条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 法第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた旨

二 登録年月日

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二條まで、第二十六条、第三十条から第四十一条までの規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 第二十八条及び第四十七条の規定は、法第六十三条第二項において法第二十一条及び法第三十九条の規

定を準用する場合について準用する。

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十七条 法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国信託業者に関する次に掲げる事項

イ 名称

ロ 主たる営業所の所在地

ハ 業務の内容

ニ 資本の額又は出資の総額

ホ 代表権を有する役員の様職名及び氏名

二 国内に設置しようとする駐在員事務所その他の施設に関する次に掲げる事項

イ 名称

ロ 国内における代表者の氏名及び国内の住所

ハ 設置の理由

第四章 指図権者

(指図権者の行為準則)

第六十八条 法第六十六条第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

一 第三者が知り得る情報を利用して行う取引

二 当該信託財産にかかる受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

2 法第六十六条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 指図を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該指図に係る信託財産を特定すること。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して指図を行うこと、又は行わないこと。

三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的として信託財産に関して指図を行うこと。

四 その他法令に違反する行為を行うこと。

第五章 信託契約代理店

第一節 総則

(信託契約代理店の登録の申請)

第六十九条 法第六十七条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十八号により作成した法第六十八条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を添付して、その者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第七十条 法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類

二 法人であるときは、その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の名及びに当該他の法人又は事業所の商号又は名称及び事業の種類

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)
の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

- 三 所属信託会社(法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に
関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)第四条第二項の規定により適用す
る法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項(同法第九十
九条(同法第二百四十条の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定
により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を
含む。以下同じ。)との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

- 四 信託契約代理業以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容を記載した書面

五 申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面

(業務方法書の記載事項)

第七十二条 法第六十八条第三項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

一 取り扱う信託契約の種類

二 取り扱う信託契約の種類ごとに信託契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 信託契約代理業務の実施体制

2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（保険業法第二条第十七項に規定する生命保険募集人及び同条第十九項に規定する損害保険代理店を除く。）と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機

関であると誤認することを防止するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を他の者であると誤認することを防止するための体制

三 信託会社等（信託会社、外国信託会社、兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関及び保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。以下この号及び別表第十において同じ。）が信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務にかかる信託契約を当該信託会社等が引受けを行う信託契約であると誤認することを防止するための体制

（信託契約代理店登録簿の縦覧）

第七十三条 信託契約代理店が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をした信託契約代理店に係る信託契約代理店登録簿を当該信託契約代理店の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（届出の手続等）

第七十四条 法第七十一条第一項又は第三項の規定により届出を行う信託契約代理店は、別表第十上欄に掲

げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 管轄財務局長は、信託契約代理店からその管轄する区域を超えて主たる営業所又は事務所の位置の変更があつたことの届出書を受理した場合には、当該届出書及び信託契約代理店登録簿のうち当該信託契約代理店に係る部分その他の書類並びにその写し一通を、当該変更後の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信託契約代理店を信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

(標識の様式)

第七十五条 法第七十二条に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号に定めるものとする。

第二節 業務

(明示事項)

第七十六条 法第七十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所属信託会社が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする信託契約につき顧客が支払うべき信託報酬と、当該契約と同種の信託契約につき他の所属信託会社に支払うべき信託報酬が異なるときは、その旨

二 信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、顧客から当該信託契約に係る財産の預託を受けるときは、当該預託を受けることについての所属信託会社からの権限の付与の有無

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 信託契約代理業務を営むことにより取得した顧客情報（顧客の財産に関する情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同じ。）（但し、信託契約代理店が信託契約代理業務を行うために所属信託会社に対し提供する必要があると認められる情報及び信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理

又は媒介につき顧客に加えた損害を所属信託会社が賠償するために必要であると認められる情報を除く。
）が所属信託会社に提供される可能性がある場合において、その旨の説明を書面の交付により行わずに、信託契約の締結の代理又は媒介をする行為

三 当該所属信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所属信託会社、その利害関係人（法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。）又は法人である信託契約代理店の利害関係人（令第十四条第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託契約代理店」と読み替えるものとする。第四号において同じ。）が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為

四 金融機関（商工組合中央金庫を含む。）である信託契約代理店が、自己又はその利害関係人の行う信用供与の条件として信託契約の締結の代理又は媒介をする行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約の締結の代理又は媒介をする行為

五 専ら自己又は顧客以外の者の利益を図る目的をもって、顧客に損害を与えるおそれのある、信託契約の締結の代理又は媒介をする行為

六 その他法令に違反する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第七十八条 法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客が適格機関投資家等である場合（当該適格機関投資家等から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 顧客との間で同一の内容の金銭の信託契約の締結の代理又は媒介をしたことがある場合（当該顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）

三 信託契約の締結の媒介をする場合において、所属信託会社が法第二十五条の規定により顧客に対し当該信託契約の内容について説明を行うこととなっている場合

四 兼営法第五条ノ四の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説

明を求められた場合を除く。）

第三節 經理

（信託契約代理業務に関する報告書）

第七十九条 法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店が提出する報告書は、当該信託契約代理店が個人である場合にあつては別紙様式第二十号、法人である場合にあつては別紙様式第二十一号により作成しなければならない。

2 管轄財務局長は、法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店から提出を受けた報告書を当該信託契約代理店の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第四節 監督

（廃業等の届出）

第八十条 法第七十九条の規定により届出を行う者は、別表第十一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、管轄財務局長に提出し

なければならぬ。

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則

(登録等の申請)

第八十一条 法第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第二十二号により作成した法第八十七条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第八十六条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。

3 第十二条第三項の規定は、令第十八条第二項において準用する令第七条第二項ただし書の規定により、現金をもって法第八十六条第五項の手数料を納める場合について準用する。

(登録申請書のその他の記載事項)

第八十二条 第七十条の規定は、法第八十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項について準用する。

(登録申請書のその他の添付書類)

第八十三条 法第八十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 三 信託受益権販売業以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面
- 四 申請者が信託受益権販売業務に関する知識及び経験を有する者であることを証する書面

(業務方法書の記載事項)

第八十四条 法第八十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取り扱う信託受益権の種類
- 二 取り扱う信託受益権の種類ごとに信託受益権の販売、その代理又は媒介のいずれを行うかの別（信託受益権の販売、その代理又は媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 信託受益権販売業務の実施体制

2 第七十二条第二項第一号及び第二号の規定は、前項第三号に規定する信託受益権販売業務の実施体制について準用する。

(信託受益権販売業者登録簿の縦覧)

第八十五条 第七十三条の規定は、信託受益権販売業者登録簿の縦覧について準用する。

(届出の手續等)

第八十六条 第七十四条第一項の規定は、法第九十条第一項又は第三項の規定により信託受益権販売業者が届出を行う場合について準用する。

2 第七十四条第二項及び第三項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第八十七条 第十七条の規定は、令第二十条において令第十条の規定を準用する場合について準用する。

(営業保証金の供託の届出等)

第八十八条 法第九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第二十三号に

より作成した供託届出書及び供託物受入れの記載がある供託書正本を、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 信託受益権販売業者が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託物受入れの記載がある供託書正本を添付して管轄財務局長に届け出なければならない。

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第八十九条 信託受益権販売業者は、法第九十一条第三項に規定する契約を締結したとき(管轄財務局長の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。)は、別紙様式第二十四号により作成した保証契約締結届出書及び契約書の写しを、添付して管轄財務局長に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 信託受益権販売業者は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除を行うおとする場合は、別紙様式第二十五号により作成した保証契約変更承認申請書又は別紙様式第二十六号により作成した保証契約解除承認申請書により、管轄財務局長に承認を申請しなければならない。

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした信託受益権販売業者が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが顧客の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 信託受益権販売業者は、管轄財務局長の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第二十七号により作成した保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第二十八号により作成した保証契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面を添付して管轄財務局長に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第九十条 法第九十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 信託受益権販売業者が令第二十条において準用する令第十条第三号の承認（次号において「承認」という。）を受けて法第九十一条第三項に規定する契約（以下この号及び次号において「契約」という。）の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額（同条第三項に規定す

る契約金額を含む。)が令第十九条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 信託受益権販売業者が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除した日

三 令第二十一条において準用する令第十一条の権利の実行の手続が行われた場合 信託受益権販売業者

が信託受益権販売業者営業保証金規則(平成十六年内閣府令・法務省令第 号)第十一条第三項の
支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第二十一条において準用する令第十一条の権利の実行の手続を行うため管轄財務局長が供託されて

いる有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価

を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託受益権販売業者が規則第十二条第

二項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第九十一条 第二十一条の規定は、法第九十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券について準用
する。

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九十二条 第二十二條の規定は、法第九十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合に
ついて準用する。

(標識の様式)

第九十三条 法第九十二条に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第二十九号に定めるものとする。

第二節 業務

(信託受益権の内容の説明)

第九十四条 法第九十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託受益権の販売、その代理又は媒介のいずれを行うかの別（信託受益権の販売、その代理又は媒介
のいずれも行う場合はその旨）
- 二 信託受益権の販売の代理又は媒介を行う場合にあっては、販売を行う者に関する事項
- 三 受益者の権利義務に関わる次に掲げる事項
 - イ 信託法第三十六条第二項の規定の適用の有無
 - ロ 信託終了の事由に関する特別の定めがある場合は、その旨及び当該定めの内容

- ハ 信託の解除に関する特別の定めがある場合は、その旨及び当該定めの内容
- ニ 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する特別の定めがある場合は、その旨及び当該定めの内容
- ホ 信託受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容
- 四 信託受益権の損失の危険に関する事項（兼営法第五条ノ四の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付されている場合は、その旨）
- 五 信託報酬に関する事項
- 六 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 七 信託財産の計算期間に関する事項
- 八 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
- 九 宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）第二条第一項に掲げるものをいう。）又は建物（同条第二項に掲げるものをいう。）を信託財産とする信託受益権の販売等（法第九十条第六項に規定する信託受益権の販売等をいう。第九十五条及び第百条において同じ。）については、前各号に掲げるもののほか、宅地建物取引業法第三十五条に準じて、別表第十一号に掲げる事項。但

し、当該信託財産に係る信託契約が、当該信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものであり、かつ、当該信託契約において、信託契約の終了時に不動産の交付を予定していない場合にあつては、同表第三号から第五号までに掲げる事項を省略することができる。

（信託受益権の内容の説明を要しない場合）

第九十五条 法第九十四条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客が適格機関投資家等である場合（当該適格機関投資家等から法第九十四条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 顧客が現に当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合

三 一の信託受益権の販売等について二以上の信託受益権販売業者が法第九十四条の規定により同条各号に掲げる事項を顧客に対し説明しなければならない場合において、いずれか一の信託受益権販売業者が当該事項を説明した場合

（信託受益権の売買契約締結時の交付書面の記載事項）

第九十六条 法第九十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託受益権の内容として次に掲げる事項

イ 信託受益権の価額

ロ 信託財産の種類

ハ 信託期間

ニ 信託財産の交付に関する事項

ホ 信託財産の管理又は処分の方法及び権限を有する者及び権限の内容に関する事項

ヘ 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項

ト 第九十四条第三号から第九号までに掲げる事項

二 契約締結の年月日

三 信託受益権販売業者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信託受益権の売買契約の当事者（前号に掲げる者を除く。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所

若しくは事務所の所在地又は住所

(信託受益権売買契約締結時の書面交付を要しない場合)

第九十七条 法第九十五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該顧客からあらかじめ同条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 顧客が現に当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合

三 二以上の信託受益権販売業者が法第九十五条の規定により同条に規定する書面を顧客に対し交付しなければならぬ場合において、いずれか一の信託受益権販売業者が当該書面を交付した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第九十八条 第三十四条の規定は、法第九十五条第二項の内閣府令で定める方法について準用する。

(行為準則の準用)

第九十九条 第七十七条(第二号を除く。)の規定は、法第九十六条において準用する法第二十四第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。

第三節 經理

(信託受益権販売業務に関する帳簿書類の作成)

第百条 法第九十七条の帳簿書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 顧客の商号、名称又は氏名及び主たる営業所若しくは事務所の所在地又は住所を記載した書面
- 二 法第九十五条第一項の規定により顧客に交付した書面の写し

三 信託受益権の販売等に関して受けた手数料その他の対価の額を記載した書面

2 信託受益権販売業者は、前項に規定する帳簿書類を作成し、信託受益権の販売等による当該顧客に係る信託受益権の売買契約の締結の日から少なくとも五年間、これを保存しなければならない。

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第百一条 法第九十八条第一項の規定により信託受益権販売業者が提出する報告書は、当該信託受益権販売業者が個人である場合にあっては別紙様式第三十号、法人である場合にあっては別紙様式第三十一号により作成しなければならない。

2 管轄財務局長は、法第九十八条第一項の規定により信託受益権販売業者から提出を受けた報告書を当該

信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第二百二条 第八十条の規定は、法第九十九条の規定により信託受益権販売業者が届出を行う場合について準用する。

第七章 雑則

(予備審査等)

第二百三条 信託会社（管理型信託会社を除く。次項及び次条第一項において同じ。）又は外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。次項及び次条第二項において同じ。）は、法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 信託会社又は外国信託会社は、法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許の申請をする際に申

請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(經由官庁)

第百四条 信託会社又は外国信託会社(令第二十五条第二項の規定により金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するときは、当該信託会社又は外国信託会社の本店又は主たる支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を經由して提出しなければならない。

2 信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を經由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第百五条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項又は第八十六条第一項の登録（法第七条第三項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）及び法第八十六条第三項の登録の更新を含む。）に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 前項の期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この府令は、法の施行の日から施行する。

別表第一（第二十三条関係）

届出事項	商号の変更	資本の額の変更
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 一 新商号 二 旧商号 三 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三 変更年月日 四 変更の方法
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更後の定款 二 株主総会の議事録 	<ul style="list-style-type: none"> 一 理由書 二 変更後の定款 三 株主総会の議事録（株主総会の議決を必要としない場合は、取締役会の議事録（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任

	<p>取締役、執行役又は監査役の変更</p>
	<p>一 変更があった取締役、執行役又は監査役の氏名 二 就任又は退任年月日</p>
<p>に基づく執行役の決定があったときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があったことを証する書面） 四 資本の額の変更による純資産額の変動を記載した書面</p>	<p>一 会社登記簿の抄本 二 就任する取締役、執行役又は監査役に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>

<p>営業所の設置</p>	<p>信託業務以外に営む業務の種類の変更</p>	
<p>一 設置した営業所の名称 二 所在地</p>	<p>一 開始又は廃止した業務の種類 二 開始又は廃止年月日</p>	
<p>一 会社登記簿の抄本 二 設置した営業所の組織及び</p>	<p>一 理由書 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第二十条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。）</p>	<p>ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p>

	本店その他の営業所の所在地の変更	営業所の名称の変更	営業所の廃止
三 営業開始年月日	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日
人員配置を記載した書面 三 営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面	一 会社登記簿の抄本 二 所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面	一 会社登記簿の抄本 二 当該営業所における信託関係の処理の方法を記載した書面	一 会社登記簿の抄本 二 当該営業所における信託関係の処理の方法を記載した書面

別表第二（第三十九条第三項関係）

帳簿の種類	信託勘定元帳	記載事項	備考
	勘定科目、借方、貸方、残高	記載要領等	信託勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該
総勘定元帳	勘定科目、計上年月日、借方、貸方、残高	勘定科目欄には、第四十二条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示	総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該
		借方欄、貸方欄には、勘定科目ごとの変動状況を記載すること。	信託勘定元帳とすることができ。

別表第三（第四十八条関係）

		<p>されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。</p>	<p>日計表のつづりをもつて総勘定元帳とすることができると。</p>
届出事項	記載事項	添付書類	
<p>破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき</p>	<p>破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日</p>	<p>一 理由書 二 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三 最近の日計表</p>	
<p>合併をしたとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号 二 合併年月日</p>	<p>一 理由書 二 信託会社（法第五十二条第</p>	

三 合併の方法

四 法第三十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合にはその旨

三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。）以外の者と合併した場合にあっては、次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）

イ 合併契約書

ロ 合併の当事者の会社登記簿の謄本

ハ 合併の当事者の株主総会の議事録（商法第四百十三條ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合

併後存続する信託会社にあ
つては、取締役会の議事録
及び商法第四百十三条ノ三
第五項の規定により株式買
取の請求をした株主に関す
る事項を記載した書面）

ニ 合併後の純資産額を記載
した書面

ホ 合併後の信託会社が法第
五条第二項第六号、第八号
、第九号又は第十号に掲げ
る要件に該当しない旨を誓
約する書面

へ 合併後の信託会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信託会社にあつては、これらの公告）の状況を記載した書面

チ 株式の併合をする場合に
あつては、商法第二百十五
条第一項の規定による公告
及び通知の状況を記載した
書面

リ 私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律第
十五条第二項の規定による
届出が必要な場合にあつて
は、当該届出をしたことを
証明する書類

三 法第三十六条第一項の認可
を受けて信託会社（法第五十

	<p>分割により信託業の一部の承継をさせたとき</p>
	<p>一 承継先の商号 二 分割年月日 三 承継させた信託業の内容 四 法第三十八条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨</p>
<p>二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。) 以外の者と合併した場合にあっては、法第三十六条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>	<p>一 理由書 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） イ 分割契約書 ロ 分割の当事者の会社登記簿の謄本</p>

ハ 分割の当事者の株主総会の議事録（商法第三百七十四條ノ二十二第一項又は第三百七十四條ノ二十三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで分割を行う信託会社にあつては、取締役会の議事録）

ニ 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面

ホ 承継会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に

該当しない旨を誓約する書
面

へ 承継会社の主要株主の氏
名又は商号若しくは名称、
住所又は所在地及びその保
有する議決権の数を記載し
た書面

ト 商法第三百七十四条ノ二
十第一項の規定による公告
及び催告（公告を官報のほ
か時事に関する事項を掲載
する日刊新聞紙に掲載して
した場合における信託会社

にあつては、これらの公告
の状況を記載した書面
株式の併合をする場合に
あつては、商法第二百十五
条第一項の規定による公告
及び通知の状況を記載した
書面
私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律第
十五条の二第三項の規定に
よる届出が必要な場合に
あつては、当該届出をしたこ
とを証明する書類

	<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>
	<p>一 譲渡先の商号</p> <p>二 譲渡年月日</p> <p>三 譲渡した信託業の内容</p> <p>四 法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨</p>
<p>三 法第三十八条第一項の認可を受けた場合には、同条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 譲渡契約書</p> <p>ロ 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。）</p> <p>ハ 当該営業譲渡が株主総会</p>

又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

ニ 譲受会社の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面

ホ 譲受会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約

する書面

へ 譲受会社の主要株主（これに準ずるものを含む。）

の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類

	<p>法第五条第二項第一号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第五条第二項第二号又は法第十條第一項第二号の規定に該当</p>
	<p>株式会社でなくなった年月日</p>	<p>資本の額が政令で定める金額に満たなくなった年月日</p>
<p>三 法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受けた場合には、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>	<p>一 理由書 二 会社登記簿の抄本 三 株主総会の議事録</p>	<p>一 理由書 二 会社登記簿の抄本</p>

<p>することとなった場合</p>	<p>法第五条第二項第三号又は法第十條第一項第三号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第五条第二項第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合</p>
<p>純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなった年月日</p>	<p>一 免許、登録、認可等（以下この項において「免許等」という。）の内容 二 当該免許等の年月日 三 外国において免許等の取消し</p>	<p>一 理由書 二 取消しを命ずる書類の写し及びこれに代わる書面 三 当該外国の法令とその訳文</p>
<p>三 株主総会の議事録</p>	<p>一 理由書 二 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなった日の日計表 三 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなった日の純資産額を算出した書面</p>	<p>三 株主総会の議事録</p>

法第五条第二項第六号に該当することとなった場合	一 違反した法令の規定 二 刑の確定した年月日及び罰金の額	一 確定判決書の写し 二 事件の概要を記載した書面				
法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合	一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面				
法第五条第二項第八号ロの規定に該当することとなった場合	一 該当者氏名 二 破産宣告を受けた年月日	破産決定書の写し又は破産決定の内容を記載した書面				
法第五条第二項第八号ハの規定に該当することとなった場合	一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類	確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面				
法第五条第二項第八号ニ、ホ又はハへの規定に該当することとな	一 該当者氏名 二 取消命令を受けた年月日	一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場				

<p>つた場合</p>	<p>法第五条第二項第八号トの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>法第五条第二項第八号チの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>純資産額が資本の額に満たなくなつた場合</p>
	<p>一 該当者氏名 二 解任命令を受けた年月日</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類</p>	<p>純資産額が資本の額に満たなくなつた年月日</p>
<p>合にあつては、当該法令とそ の訳文</p>	<p>一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場 合にあつては、当該法令とそ の訳文</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決 の内容を記載した書面</p>	<p>一 理由書 二 純資産額が資本の額に満た なくなつた日の日計表 三 純資産額が資本の額に満た なくなつた日の純資産額を算</p>

	<p>破産、再生手続開始、整理開始 又は更生手続開始の申立てが行 われた事実を知った場合</p>	<p>定款を変更した場合</p>	<p>主要株主に異動があった場合</p>
	<p>一 破産、再生手続開始、整理開 始又は更生手続開始の申立てが 行われた年月日 二 破産、再生手続開始、整理開 始又は更生手続開始の申立てを 行った者の名称又は商号</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>一 氏名又は名称若しくは商号 二 異動の前後の保有する議決権 の 数</p>
<p>出した書面</p>	<p>一 申立ての理由を記載した書 面 二 最近の日計表</p>	<p>一 理由書 二 株主総会の議事録 三 変更後の定款の写し</p>	<p>異動の前後の主要株主一覧表</p>

	<p>不祥事件が発生したことを知った場合</p>	<p>訴訟又は調停の当事者となった場合</p>
<p>三 異動の前後の総株主の議決権に占める保有する議決権の数の割合</p> <p>四 異動のあった年月日</p>	<p>一 不祥事件の概要</p> <p>二 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日</p> <p>三 管轄裁判所名</p>

	<p>訴訟又は調停が終結した場合</p>	<p>駐在員事務所を設置した場合</p>	<p>駐在員事務所を廃止した場合</p>
<p>四 事件の内容</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称</p> <p>二 終結の日</p> <p>三 判決又は和解の内容</p>	<p>一 事務所の名称及び所在地</p> <p>二 設置年月日</p>	<p>一 事務所の名称及び所在地</p> <p>二 廃止年月日</p>
		<p>一 理由書</p> <p>二 組織及び人員配置を記載した書面</p> <p>三 現地における手続の概要を記載した書面</p>	<p>理由書</p>

<p>信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合</p>	<p>信託契約代理業に係る委託契約が終了した場合</p>	<p>自己を所属信託会社とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知った場合</p>
<p>一 信託契約代理店の商号又は名称 二 信託契約代理店の主たる営業所又は事務所の所在地</p>	<p>一 信託契約代理店の商号又は名称 二 終了の理由</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 管轄裁判所名</p>
<p>委託契約書の写し</p>		

	自己を所属信託会社とする信託 契約代理店が当事者となる訴訟 又は調停が終結したことを知っ た場合	四 事件の内容 一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の内容	
--	---	---	--

別表第四（第四十九条関係）

届出事項 信託業を廃止したとき		記載事項 廃止年月日	一 承継先の商号
添付書類 一 理由書 二 株主総会の議事録 三 引受けを行った信託関係の 処理の方法を記載した書面	一 理由書	分割により信託業の全部の承継	

をさせたとき

二 分割年月日

三 法第三十七条第一項又は法第

三十八条第一項の規定による内

閣総理大臣の認可を受けている

場合には、その旨

四 設立会社（承継会社が信託会

社以外の株式会社である場合に

あつては、当該株式会社）に係

る法第八条第一項に規定する事

項（前号に規定する場合を除く

。）

二 次に掲げる書類（次号に掲

げる場合を除く。）

イ 分割計画書又は分割契約

書

ロ 分割の当事者の会社登記

簿の謄本

ハ 分割の当事者の株主総会

の議事録（商法第三百七十

四条ノ六第一項、第三百七

十四条ノ二十二第一項又は

第三百七十四条ノ二十三第

一項の規定により株主総会

の承認を得ないで分割を行

う信託会社にあつては、取
締役会の議事録)

ニ 設立会社又は承継会社の
分割後の純資産額を記載し
た書面

ホ 設立会社又は承継会社が
法第五条第二項第六号、第
八号、第九号又は第十号に
掲げる要件に該当しない旨
を誓約する書面

へ 設立会社又は承継会社の
主要株主の氏名又は商号若
しくは名称、住所又は所在

地及びその保有する議決権
の数を記載した書面

ト 商法第三百七十四条ノ二
十第一項の規定による公告
及び催告（公告を官報のほ
か時事に関する事項を掲載
する日刊新聞紙に掲載して
した場合における信託会社
にあつては、これらの公告
）の状況を記載した書面

チ 株式の併合をする場合に
あつては、商法第二百十五
条第一項の規定による公告

及び通知の状況を記載した
書面

リ 私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律第
十五条の二第三項の規定に
よる届出が必要な場合に
あつては、当該届出をしたこ
とを証明する書類

又 設立会社（承継会社が信
託会社以外の株式会社であ
る場合にあっては、当該株
式会社）に係る業務方法書
三 法第三十七条第一項又は第

	<p>信託業の全部の譲渡をしたとき</p>
	<p>一 譲渡先の商号</p> <p>二 譲渡年月日</p> <p>三 法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨</p>
<p>三十八条第一項の認可を受けた場合は、法第三十七条第三項又は第三十八条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 譲渡契約書</p> <p>ロ 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。）</p> <p>ハ 当該営業譲渡が株主総会</p>

又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

ニ 譲受会社の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面

ホ 譲受会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約

する書面

へ 譲受会社の主要株主（これに準ずるものを含む。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類

	<p>合併により消滅したとき</p>
	<p>一 合併の相手方の商号</p> <p>二 合併年月日</p> <p>三 合併の方法</p> <p>四 法第三十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受け</p>
<p>三 法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受けた場合には、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 合併契約書</p> <p>ロ 合併の当事者の会社登記</p>

ている場合にはその旨

五 合併により株式会社を設立する又は信託会社（法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。）以外の株式会社と合併する場合（前号に規定する場合を除く。）にあつては、当該株式会社に係る法第八条第一項に規定する事項

簿の謄本

ハ 合併の当事者の株主総会の議事録（商法第四百十三條ノ三第一項の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する信託会社にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三條ノ三第五項の規定により株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面）

ニ 合併後の純資産額を記載

した書面

ホ 合併後の信託会社が法第五
条第二項第六号、第八号、
第九号又は第十号に掲げ
る要件に該当しない旨を誓
約する書面

へ 合併後の信託会社の主要
株主の氏名又は商号若しく
は名称、住所又は所在地及
びその保有する議決権の数
を記載した書面

ト 商法第四百十二条第一項
の規定による公告及び催告

(公告を官報のほか時事に
関する事項を掲載する日刊
新聞紙に掲載してした場合
における信託会社にあつて
は、これらの公告)の状況
を記載した書面

チ 株式の併合をする場合に
あつては、商法第二百十五
条第一項の規定による公告
及び通知の状況を記載した
書面

リ 私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律第

十五條第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類

又 合併により株式会社を設立する又は信託会社以外の株式会社と合併する場合にあつては、当該株式会社に係る業務方法書

三 法第三十六条第一項の認可を受けた場合には、同条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書

別表第五（第五十三条第五項関係）

<p>届出事項</p> <p>破産、再生手続開始、整理開始</p>	<p>届出事項</p>		<p>合併及び破産以外の理由により解散したとき</p>							<p>破産により解散したとき</p>		
<p>記載事項</p> <p>破産、再生手続開始、整理開始又</p>	<p>記載事項</p>		<p>解散年月日</p>						<p>一 破産の申立てを行った年月日</p> <p>二 破産宣告を受けた年月日</p>			
<p>添付書類</p> <p>一 理由書</p>	<p>添付書類</p>		<p>一 理由書</p> <p>二 清算人に係る会社登記簿の謄本</p> <p>三 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面</p>					<p>一 理由書</p> <p>二 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面</p>		<p>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面</p> <p>二 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面</p>	<p>面</p>	

<p>又は更生手続開始の申立てを行 ったとき</p>	<p>は更生手続開始の申立てを行つた 年月日</p>	<p>二 破産、再生手続開始、整理 開始又は更生手続開始の申立 てに係る書面の写し 三 最近の日計表</p>
<p>合併をしたとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法</p>	<p>一 理由書 二 合併契約書 三 合併の当事者の登記簿の謄 本（これに準ずるものを含む 。以下この別表及び別表第六 において同じ。） 四 合併の当事者の株主総会又 は取締役会（これらに準ずる 機関を含む。）の議事録</p>

	<p>分割により信託業の一部の承継をさせたとき</p>
	<p>一 承継先の商号 二 分割年月日 三 承継させた信託業の内容</p>
<p>五 合併の手續を記載した書面 六 合併後の純資産額を記載した書面 七 合併後の承認事業者が法第五条第二項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 理由書 二 分割契約書 三 分割の当事者の会社登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。以下この別表及び別表第七において同じ。）</p>

	<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>
	<p>一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日 三 譲渡した信託業の内容</p>
<p>四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手続を記載した書面 六 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五条第二項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約書 三 営業譲渡の当事者の登記簿の謄本</p>

	<p>四 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録</p> <p>五 営業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 譲渡先の承認事業者の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>七 譲渡先の承認事業者が法第五條第二項第六号若しくは第八号又は法第五十三條第六項第六号若しくは第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約</p>

	<p>法第五条第二項第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合</p>	<p>法第五条第二項第六号に該当することとなった場合</p>	<p>法第五十二条第二項において読み替えて準用する法第十条第一項第三号の規定に該当すること</p>
	<p>一 免許、登録、認可等（以下この項において「免許等」という。）の内容 二 当該免許等の年月日 三 外国において免許等の取消しをされた年月日</p>	<p>一 違反した法令の規定 二 刑の確定した年月日及び罰金の額</p>	<p>純資産額が出資又は資本の額に満たなくなった年月日</p>
<p>する書面</p>	<p>一 理由書 二 取消しを命ずる書類の写し及びこれに代わる書面 三 当該外国の法令とその訳文</p>	<p>一 確定判決書の写し 二 事件の概要を記載した書面</p>	<p>一 理由書 二 純資産額が出資又は資本の額に満たなくなった日の日計</p>

<p>となった場合</p>		<p>表</p> <p>三 純資産額が出資又は資本の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日</p>	<p>後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面</p>
<p>法第五条第二項第八号ロの規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 破産宣告を受けた年月日</p>	<p>破産決定書の写し又は破産決定の内容を記載した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号ハの規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 刑の確定年月日及び刑の種類</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号ニ、ホ又はへの規定に該当することとな</p>	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 取消命令を受けた年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 外国の法令の規定に係る場</p>

<p>つた場合</p>	<p>法第五条第二項第八号トの規定 に該当することとなった場合</p>	<p>法第五条第二項第八号チの規定 に該当することとなった場合</p>	<p>破産、再生手続開始、整理開始 又は更生手続開始の申立てが行 われた事実を知った場合</p>
	<p>一 該当者氏名 二 解任命令を受けた年月日</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類</p>	<p>一 破産、再生手続開始、整理開 始又は更生手続開始の申立てが 行われた年月日 二 破産、再生手続開始、整理開 始又は更生手続開始の申立てを</p>
<p>合にあつては、当該法令とそ の訳文</p>	<p>一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場 合にあつては、当該法令とそ の訳文</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決 の内容を記載した書面</p>	<p>一 申立ての理由を記載した書 面 二 最近の日計表</p>

	定款又は寄附行為を変更した場 合	主要株主に異動があった場合
行った者の名称又は商号	一 変更の内容 二 変更年月日	一 氏名又は名称若しくは商号 二 異動の前後の保有する議決権 の数 三 異動の前後の総株主又は総出 資者の議決権に占める保有する 議決権の数の割合 四 異動のあった年月日
一 理由書 二 株主総会（これに準ずる機 関を含む。）の議事録 三 変更後の定款又は寄附行為 の写し	異動の前後の主要株主一覧表	

<p>不祥事件が発生したことを知つた場合</p>	<p>訴訟又は調停の当事者となった場合</p>	<p>訴訟又は調停が終結した場合</p>
<p>一 不祥事件の概要 二 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 管轄裁判所名 四 事件の内容</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称</p>

別表第六（第五十三條第六項關係）

	<p>二 終結の日</p> <p>三 判決又は和解の内容</p>	
<p>届出事項</p>	<p>記載事項</p>	<p>添付書類</p>
<p>信託業を廃止したとき</p>	<p>廃止年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 信託業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p> <p>三 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面</p>
<p>分割により信託業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>一 承継先の商号</p> <p>二 分割年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 分割計画書又は分割契約書</p> <p>三 分割の当事者の会社登記簿</p>

<p>信託業の全部の譲渡をしたとき</p>	
<p>一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日</p>	
<p>一 理由書 二 譲渡契約書 三 営業譲渡の当事者の登記簿</p>	<p>の謄本 四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手續を記載した書面 六 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五条第二項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

の謄本

四 営業譲渡の当事者の株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録

五 営業譲渡の手続を記載した書面

六 譲渡先の承認事業者の営業の譲受け後の純資産額を記載した書面

七 譲渡先の承認事業者が法第五條第二項第六号若しくは第八号又は法第五十三條第六項第六号若しくは第八号に掲げ

	<p>大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき</p>	<p>合併により消滅したとき</p>
	<p>取消年月日</p>	<p>一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法</p>
<p>る要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 理由書 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認が取り消されたことを証する書面</p>	<p>一 理由書 二 合併契約書 三 合併の当事者の登記簿の謄本 四 合併の当事者の株主総会又</p>

	<p>破産により解散したとき</p>
	<p>一 破産の申立てを行った年月日 二 破産宣告を受けた年月日</p>
<p>は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後の承認事業者の合併後の純資産額を記載した書面 七 合併後の承認事業者が法第五条第二項第六号若しくは第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面 二 引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面</p>

合併及び破産以外の理由により 解散したとき	解散年月日	<ul style="list-style-type: none"> 一 理由書 二 清算人に係る登記簿の謄本 三 引受けを行った信託関係の 処理の方法を記載した書面
--------------------------	-------	--

別表第七（第六十二条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一 新商号 二 旧商号 三 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更後の定款（これに準ずるものを含む。この別表及び別表第八において同じ。） 二 株主総会の議事録
本店の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更後の所在地 二 変更前の所在地 三 変更年月日 	会社登記簿の抄本（これに準ずるものを含む。この別表及び別表第八において以下同じ。）

	<p>資本の額の変更</p>	<p>役員の変更</p>
	<p>一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三 変更年月日 四 変更の方法</p>	<p>一 変更があった役員の氏名 二 就任又は退任年月日</p>
	<p>一 理由書 二 変更後の定款 三 株主総会又は取締役会の議事録 四 資本の額の変更による純資産額の変動を記載した書面</p>	<p>一 会社登記簿の抄本 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>

支店の設置	<p>いずれかの支店において信託業務以外に営む業務の種類の変更</p>	
一 設置した支店の名称	<p>一 開始又は廃止した業務の種類 二 開始又は廃止年月日</p>	
一 会社登記簿の抄本	<p>一 理由書 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第六十条第二項において準用する法第二十一条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。）</p>	<p>ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p>

	支店の所在地の変更	支店の名称の変更	支店の廃止
<ul style="list-style-type: none"> 二 所在地 三 営業開始年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日
<ul style="list-style-type: none"> 二 設置した支店の組織及び人員配置を記載した書面 三 支店の設置による純資産額の変動を記載した書面 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会社登記簿の抄本 二 所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会社登記簿の抄本 	<ul style="list-style-type: none"> 二 当該支店における信託関係の処理の方法を記載した書面

<p>国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更</p>	<p>一 変更後の氏名及び国内の住所 二 変更前の氏名及び国内の住所 三 変更年月日</p>	<p>一 会社登記簿の抄本 二 履歴書（住所のみ変更の場合を除く。以下同じ。） 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面 四 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p>
-------------------------------	--	---

別表第八（第六十三条関係）

<p>届出事項 国内において破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始</p>	<p>記載事項 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行った</p>	<p>添付書類 一 理由書 二 破産、再生手続開始、整理</p>
--	--	--

<p>の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき</p>	<p>年月日</p>	<p>開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し</p> <p>三 最近の日計表</p>
<p>合併をしたとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号</p> <p>二 合併年月日</p> <p>三 合併の方法</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 外国信託会社以外の者と合併した場合にあつては、次の各号に掲げる書類</p> <p>イ 合併契約書</p> <p>ロ 合併の当事者の会社登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。）</p>

	<p>信託業の一部の承継をさせたとき</p>
	<p>一 分割の相手方の商号 二 分割年月日 三 承継させた信託業の内容</p>
<p>ハ 合併の当事者の株主総会 又は取締役会の議事録 ニ 合併後の純資産額を記載した書面 ホ 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 理由書 二 分割契約書 三 分割の当事者の会社登記簿の謄本 四 分割の当事者の株主総会又</p>

	<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p>
	<p>一 譲渡の相手方の商号又は名称</p> <p>二 譲渡年月日</p> <p>三 譲渡した信託業の内容</p> <p>四 法第六十三条第二項において準用する法第三十九条第一項（同条第五項（法第六十三条第二</p>
<p>は取締役会の議事録</p> <p>五 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>六 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 譲渡契約書</p> <p>ロ 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本</p>

	<p>項において準用する場合を含む。 ）。において準用する場合を含む。 ）。以下この別表及び別表第九 において「法第三十九条第一項 」という。）の規定による内閣 総理大臣の認可を受けている場 合には、その旨</p>
<p>三 法第三十九条第一項の認可 する書面</p> <p>ハ 営業譲渡の当事者の株主 総会又は取締役会の議事録 ニ 譲受会社の営業の譲受け 後の純資産額を記載した書 面 ホ 譲受会社が法第五条第二 項第六号、第八号、第九号 若しくは第十号又は法第五 十三条第二項第六号、第八 号若しくは第九号に掲げる 要件に該当しない旨を誓約 する書面</p>	

<p>信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	
<p>二 分割年月日</p> <p>一 分割の相手方</p>	
<p>二 外国における信託業の承継</p> <p>一 理由書</p>	<p>を受けた場合には、法第六十条第二項において準用する法第三十九条第三項（同条第五項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。</p> <p>九において「同条第三項」という。）に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>

三 承継した信託業の内容

をした場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 分割契約書
- ロ 分割の当事者の会社登記簿の謄本
- ハ 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録
- ニ 分割後の純資産額を記載した書面
- ホ 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

<p>信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき</p>	<p>一 譲受けの相手方</p> <p>二 譲受け年月日</p> <p>三 譲り受けた信託業の内容</p> <p>四 法第三十九条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 法第三十九条第一項の認可を受けた場合には、同条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p> <p>三 外国における信託業の譲受けをした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 譲渡契約書</p> <p>ロ 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本</p> <p>ハ 営業譲渡の当事者の株主</p>
------------------------------	---	--

	<p>法第五十三条第六項第一号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第五十三条第六項第二号又は法第五十四条第六項第二号の規</p>
	<p>一 株式会社と同種類の法人でなくなつた年月日</p> <p>二 株式会社と同種類の法人でなくなつた理由</p>	<p>資本の額が政令で定める金額に満たなくなつた年月日</p>
<p>総会又は取締役会の議事録</p> <p>二 営業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>ホ 法第五十三条第二項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 会社登記簿の抄本</p> <p>二 株主総会の議事録</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 会社登記簿の抄本</p>

<p>定に該当することとなった場合</p> <p>法第五十三条第六項第三号又は法第五十四条第六項第三号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなった年月日</p>	<p>三 株主総会の議事録</p> <p>一 理由書</p> <p>二 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなった日の日計表</p> <p>三 純資産額が政令で定める資本の額に満たなくなった日の純資産額を算出した書面</p>
<p>法第五十三条第六項第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合</p>	<p>一 免許、登録、認可等（以下この項において「免許等」という。）の内容</p> <p>二 当該免許等の年月日</p> <p>三 外国において免許等の取消し</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 取消しを命ずる書類の写し及びこれに代わる書面</p> <p>三 当該外国の法令とその訳文</p>

<p>つた場合</p>	<p>法第五条第二項第八号トの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>法第五条第二項第八号チの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>純資産額が資本の額に満たなくなつた場合</p>
	<p>一 該当者氏名 二 解任命令を受けた年月日</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類</p>	<p>純資産額が資本の額に満たなくなつた年月日</p>
<p>合にあつては、当該法令とそ の訳文</p>	<p>一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場 合にあつては、当該法令とそ の訳文</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決 の内容を記載した書面</p>	<p>一 理由書 二 純資産額が資本の額に満た なくなつた日の日計表 三 純資産額が資本の額に満た なくなつた日の純資産額を算</p>

	定款を変更した場合	主要株主に異動があった場合	不祥事件が発生したことを知つた場合
	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更の内容 二 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称若しくは商号 二 異動の前後の保有する議決権の数 三 異動の前後の総株主又は総出資者の議決権に占める保有する議決権の数の割合 四 異動のあった年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 不祥事件の概要 二 不祥事件を惹起した者の氏名
出した書面	<ul style="list-style-type: none"> 一 理由書 二 株主総会の議事録 三 変更後の定款の写し 	異動の前後の主要株主一覧表	

	<p>訴訟又は調停の当事者となった場合</p>	<p>訴訟又は調停が終結した場合</p>
<p>及び役職名</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称</p> <p>二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日</p> <p>三 管轄裁判所名</p> <p>四 事件の内容</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称</p> <p>二 終結の日</p> <p>三 判決又は和解の内容</p>

<p>信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合</p>	<p>信託契約代理業に係る委託契約が終了した場合</p>	<p>自己を所属信託会社とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知った場合</p>
<p>一 信託契約代理店の商号又は名称 二 信託契約代理店の主たる営業所又は事務所の所在地</p>	<p>一 信託契約代理店の商号又は名称 二 終了の理由</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 管轄裁判所名</p>
<p>委託契約書の写し</p>		

	自己を所属信託会社とする信託 契約代理店が当事者となる訴訟 又は調停が終結したことを知っ た場合
四 事件の内容	一 訴訟当事者（原告及び被告） 又は調停当事者の住所及び氏名 又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の内容

別表第九（第六十四条関係）

届出事項 すべての支店における信託業務 を廃止したとき又は外国におい て信託業のすべてを廃止したと き	記載事項 廃止年月日	添付書類 一 理由書 二 株主総会の議事録 三 支店において引受けを行っ た信託関係の処理の方法を記 載した書面
---	---------------	---

<p>支店における信託業の全部の承継をさせたとき又は外国における信託業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>一 承継先の商号 二 分割年月日</p>	<p>一 理由書 二 分割計画書又は分割契約書 三 分割の当事者の会社登記簿の謄本 四 分割の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 五 支店において引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面（支店における信託業の全部の承継をさせた場合に限る。以下同じ。） 六 承継会社の分割後の純資産額を記載した書面</p>
---	-----------------------------	---

	支店における信託業の全部の譲渡をしたとき又は外国における信託業の全部の譲渡をしたとき
	一 譲渡先の商号 二 譲渡年月日 三 法第三十九条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨
七 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	次に掲げるいずれかの書類 一 法第三十九条第一項の認可を受けた場合には、同条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面 二 次の各号に掲げる書類 イ 譲渡契約書 ロ 営業譲渡の当事者の会社

登記簿の謄本

ハ 営業譲渡の当事者の株主

総会又は取締役会の議事録

ニ 支店において引受けを行

った信託関係の処理の方法

を記載した書面（支店にお

ける信託業の全部の譲渡を

した場合に限る。以下同じ

）。

ホ 譲受会社の営業の譲受け

後の純資産額を記載した書

面

ホ 譲受会社が法第五条第二

	<p>合併により消滅したとき</p>
	<p>一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法</p>
<p>項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第二項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>一 理由書 二 合併契約書 三 合併の当事者の会社登記簿の謄本 四 合併の当事者の株主総会又は取締役会の議事録 五 合併後の外国信託会社の純</p>

<p>解散したとき</p> <p>合併及び破産以外の理由により</p>	<p>破産により解散したとき</p>	
<p>解散年月日</p>	<p>一 破産の申立てを行った年月日</p> <p>二 破産宣告を受けた年月日</p>	
<p>一 理由書</p> <p>二 清算人に係る会社登記簿の</p>	<p>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面</p> <p>二 支店において引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面</p>	<p>資産額を記載した書面</p> <p>六 合併後の外国信託会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

別表第十（第七十四条関係）

		<p>三 支店において引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面</p> <p>謄本</p>
<p>届出事項</p> <p>商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更</p>	<p>記載事項</p> <p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>添付書類</p> <p>法人であるときは、 一 変更後の定款（これに準ずるものを含む。） 二 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p>
<p>役員の変更</p>	<p>一 変更があつた役員の氏名 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 登記簿の抄本（これに準ずるものを含む。以下この別表</p>

	<p>信託契約代理業又は信託受益権 販売業を営む営業所又は事務所 (以下この表において「営業所</p>
	<p>一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 営業開始年月日</p>
<p>二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p>	<p>一 登記簿の抄本 二 設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面</p>

等」という。)の設置	営業所等の所在地の変更	営業所等の名称の変更	営業所等の廃止	所属信託会社の変更
<ul style="list-style-type: none"> 一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 新たに信託会社等から委託を受けることとなった場合にあっては、当該信託会社等の商号又 	
登記簿の抄本	登記簿の抄本	登記簿の抄本	新たに委託を受けることとなった場合には、当該委託契約書の写し	写し

<p>信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者である個人又は信</p>	<p>他に営む業務の種類の変更</p>	
<p>一 新たに常務に従事することとなった場合にあつては、当該他</p>	<p>一 開始又は廃止した業務の種類 二 開始又は廃止年月日</p>	<p>は名称及び当該委託を受けた業務を開始する年月日 二 信託会社等から委託を受けなくなった場合にあつては、当該信託会社等の商号又は名称及び当該委託を受けた業務を廃止した年月日</p>
	<p>一 理由書 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面</p>	

<p>信託契約代理店又は信託受益権 販売業者である法人の役員が営 んでいる事業の変更</p>	<p>託契約代理店若しくは信託受益 権販売業者である法人の役員が 常務に従事する他の会社の変更</p>
<p>一 新たに事業を営む場合にあつ ては、当該事業の種類 二 事業を廃止した場合にあって は、廃止した事業の種類 三 事業の内容を変更した場合に</p>	<p>の会社の商号及び事業の種類 二 常務に従事しないこととなつ た場合にあつては、当該他の会 社の商号 三 現在常務に従事している他の 会社の商号及び事業の種類に変 更があつた場合にあつては、当 該変更の内容及び変更年月日</p>

	あつては、当該変更の内容	
業務方法書の変更	一 変更の内容 二 変更年月日	一 理由書 二 変更後の業務方法書 三 業務方法書の変更箇所の新旧対照表

別表第十一（第八十条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
信託契約代理業又は信託受益権 販売業を廃止したとき	廃止年月日	一 理由書 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録

<p>分割により信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>一 承継先の商号 二 分割年月日</p>	<p>一 理由書 二 分割契約書 三 会社登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。） 四 信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手続を記載した書面 六 承継会社が法第七十条第二号又は第八十九条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>
---	-----------------------------	---

<p>信託契約代理業又は信託受益権 販売業の全部の譲渡をしたとき</p>	<p>一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約書 三 法人の登記簿の謄本（これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。） 四 信託契約代理業又は信託受益権販売業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。）の議事録 五 営業譲渡の手續を記載した書面</p>
--	---------------------------------	--

	<p>信託契約代理店又は信託受益権 販売業者である個人が死亡した とき</p>	<p>信託契約代理店又は信託受益権 販売業者である法人が合併によ り消滅したとき</p>
	<p>死亡年月日</p>	<p>一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法</p>
<p>六 営業譲渡先が法第七十条第 二号又は第八十九条第二号に 掲げる要件に該当しない旨を 誓約する書面</p>	<p>当該信託契約代理店又は信託受 益権販売業者である個人の除籍 簿の謄本</p>	<p>一 理由書 二 合併契約書 三 法人の登記簿の謄本 四 合併することを決定した株 主総会又は取締役会の議事録 五 合併の手続を記載した書面</p>

<p>信託契約代理店又は信託受益権 販売業者である法人が破産によ り解散したとき</p>	<p>一 破産の申立てを行った年月日 二 破産宣告を受けた年月日</p>	<p>六 合併後存続する法人が法第 七十条第二号又は第八十九条 第二号に掲げる要件に該当し ない旨を誓約する書面</p>
<p>信託契約代理店又は信託受益権 販売業者である法人が合併及び 破産以外の理由により解散した とき</p>	<p>解散年月日</p>	<p>一 理由書 二 清算人に係る登記簿の謄本</p>

別表第十一（第九十四条第一項九号関係）

一 当該信託財産の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題

部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該信託財産が宅地であるか又は建物であるかの別。以下同じ。）に応じて宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年十二月二十八日政令第三百八十三号）第三条で定めるものに関する事項の概要

三 私道に関する負担に関する事項

四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年七月二十二日建設省令第十二号）第十六条で定める事項

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建

- 物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて宅地建物取引業法施行規則第十六条の二で定めるもの
- 七 代金以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的
- 八 契約の解除に関する事項
- 九 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項
- 十 信託受益権販売業者が自ら売主となる信託受益権の販売に関して、手付金等（代金の全部又は一部として授受される金銭及び手付金その他の名義をもって授受される金銭で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該信託受益権の権利の移転前に支払われるものをいう。次号において同じ。）を受領しようとするときの保全措置の概要
- 十一 支払金又は預り金（信託受益権販売業者の顧客からその取引の対象となる信託受益権に關し受領する代金の金銭であつて五十万円を超えるもの（手付金等及び報酬を除く。））を受領しようとするときの保全措置の概要

十二 代金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十三 その他信託受益権販売業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通省令第十六条の四の二で定める事項

十四 信託受益権の割賦販売（代金の全部又は一部について、当該信託受益権の権利の移転後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあつては、次のイからハまでに掲げる事項

イ 現金販売価格（当該信託受益権の権利の移転までにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

ロ 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。）

ハ 当該信託受益権の移転までに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で当該権利の移転のものをいう。）の額並びにその支払の時期及び方法

5. 本店その他の の営業所の 名称及び所 在地	別添4のとおり
-----------------------------------	---------

(記載上の注意)

「信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本の額)

(第3面)

商号

資 本 金 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

取締役又は監査役（取締役又は執行役）に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を作成すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4：本店その他の営業所の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

財務（支）局長 殿 申請者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） — 商 号 代表者の氏名 印 登録申請書 信託業法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	年 月 日
---	-----------------

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日 ）
（ふりがな）	
1. 商 号	
2. 資本の額	別添1のとおり
3. 取締役及び 監査役（委 員会等設置 会社にあっ ては、取締 役及び執行 役）の氏 名	別添2のとおり
4. 信託業務以 外の業務を 営むときは、その業	別添3のとおり

務の種類	
5. 本店その他の営業所の名称及び所在地	別添4のとおり

(記載上の注意)

1. 「※登録番号」欄には、記載しないこと。
2. 「信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本の額)

(第3面)

商号

資本金額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

取締役又は監査役（取締役又は執行役）に変更があった場合には、第二十三条による届

出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（２部）を作成すること。

（別添３：他に営む業務の種類）

（第５面）

商号

（年 月 日現在）

他に営む業務の種類

（注意事項）

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（２部）を添付すること。

（別添４：本店その他の営業所の名称及び所在地）

（第６面）

商号

（年 月 日現在）

名 称	所 在 地

（注意事項）

本店その他の営業所に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面（２部）を添付すること。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託届出書

信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託届出書

信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の正本を添付して、
届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

信託業法施行令第10条第3号の規定により、信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

信託業法施行令第10条第3号の規定により、信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更届出書

信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

別紙様式第 8 号（第 19 条第 4 項関係）

（日本工業規格 A4）

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約解除届出書

信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して、届け出ます。

年 月 日

財務（支）局長 殿

所在地、住所又は居所

商号又は名称

氏名

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

届出義務発生日 年 月 日

対象議決権保有届出書

信託業法第17条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づき届け出ます。

1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項

信託会社又は信託持株会社の商号	
本店の所在地	

2. 提出者に関する事項

1 個人	2 法人
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 主たる営業所若しくは事務所の所在地、住所又は居所 電話番号	
(ふりがな) 代表者の氏名	
保有の目的	
提出者又は特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)

提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
信託会社又は信託持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)
議決権保有割合	$(A/B \times 100)$

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) この様式において「議決権」とは、信託業法第5条第5項に規定する議決権をいう。
- (2) この様式において「特別の関係にある者」とは、信託業法施行令第5条に規定する特別の関係にある者をいう。

2. 個別事項

(1) 氏名

- イ 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- ロ 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

(2) 届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権の保有者（信託業法第5条第7項の規定により、議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。）となった日を記載すること。

(3) 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項

「本店の所在地」欄には、信託会社又は信託持株会社の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(4) 提出者に関する事項

- イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ロ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- ハ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者又は特別の関係にある者が現に保有する信託会社又は信託持株会社の議決権の数により記載すること。

第 期営業報告書 { 年 月 日から
年 月 日まで }
年 月 日提出
商号 印
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業 務 の 状 況

- (1) 当期の業務概要
- (2) 営んでいる業務の種類
- (3) 株主総会決議事項の要旨
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

総 数	役 員		使 用 人	計
	名	うち非常勤 名		

② 役員 of 状況

役 職 名	氏 名

(5) 営業所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人 名
計 店		計 名

(6) 信託契約代理店の増減

前 期 末	当 期 末	増 減 (△)

(7) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他（名）		%
計名		100.00%

(8) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

③金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
その他			
合計			

④ 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類		件数	元本額
金 銭 債 権	貸 付 債 権		
	売 掛 債 権		
	そ の 他		
動 産			
土地及びその定着物			
地 上 権			
土地及びその定着物の貸借権			
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
そ の 他			
合 計			

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
貸付有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産

百万円

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		動産不動産売却損	
※ 収益調整益		有価証券償還損	
※ 投資信託解約差益		※ 収益調整損	
有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
投資信託有価証券売却益		貸出金償却	
動産不動産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		動産不動産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※	
※ 特別留保金戻入		※	
※		※	
※		※	
※		その他の支出	
※		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合計		合計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空機法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第1項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
10	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
11	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
12	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
13	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
14	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
15	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
16	前各号に掲げる資産以外の資産	

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信託の種類	信託の残高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2) 指図を行う者に関する事項

商号又は名称	所在地

2 経 理 の 状 況
 (1) 貸 借 対 照 表
 年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 け		短 期 借 入 金	
現 預		前 受	
有 価 証		前 受 収 益	
短 期 貸 付 金		未 払 金	
前 払		未 払 費 用	
前 払 費 用		未 払 法 人 税 等	
未 収 入 金		繰 延 税 金 負 債	
未 収 収 益		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
そ の 他 の 流 動 資 産		流 動 負 債 計	
貸 倒 引 当 金	△	固 定 負 債	
流 動 資 産 計		長 期 借 入 金	
固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
建 物		そ の 他 の 固 定 負 債	
器 具 備 品		固 定 負 債 計	
土 地		引 当 金	
.	
無 形 固 定 資 産		引 当 金 計	
営 業 権			
.		負 債 合 計	
投 資		(資 本 の 部)	
投 資 有 価 証		資 本 金	
関 係 会 社 株 式		資 本 剰 余 金	
出 資 金		資 本 準 備 金	
長 期 貸 付 金		そ の 他 資 本 剰 余 金	
長 期 前 払 費 用		
繰 延 税 金 資 産		利 益 剰 余 金	
そ の 他 の 投 資 等		利 益 準 備 金	
貸 倒 引 当 金	△	任 意 積 立 金	
固 定 資 産 計		× × × 積 立 金	
繰 延 資 産		当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	
創 立 費		(う ち 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失))	
.		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
繰 延 資 産 計		自 己 株 式	△
資 産 合 計		資 本 合 計	
		負 債 ・ 資 本 合 計	

(2) 損益計算書
 [年 月 日から
 年 月 日まで]

科	目	金	額
		千円	千円
経 常 損 益 の 部	営業収益		
	信託報酬		× × ×
	指定金銭信託	× × ×	
	特定金銭信託	× × ×	
	年金信託	× × ×	
	財産形成給付信託	× × ×	
	貸付信託	× × ×	
	投資信託	× × ×	
	金銭信託以外の金銭の信託	× × ×	
	有価証券の信託	× × ×	
	金銭債権の信託	× × ×	
	不動産の信託	× × ×	
	土地及びその定着物の信託	× × ×	
	地上権の信託	× × ×	
	土地及びその定着物の賃借権の信託	× × ×	
	包括信託	× × ×	
	その他の信託	× × ×	
	その他の営業収益		<u>× × ×</u>
	信託契約代理業	× × ×	
	信託受益権販売業	× × ×	
	その他の	× × ×	
	営業収益		× × ×
	営業費用		
	支払手数料		× × ×
	広告宣伝費		× × ×
営業雑経費		× × ×	
通信費	× × ×		
印刷費	× × ×		
調査会費	× × ×		
・業費	× × ×		
・費用		× × ×	
一般管理			
給役員報酬	× × ×		
給料・手			
交際費	× × ×		
寄附金	× × ×		
旅費	× × ×		
交通費	× × ×		

	租 税 公 課 不 動 産 賃 貸 料 退 職 給 付 費 用 貸 倒 引 当 金 繰 入 固 定 資 産 原 価 償 却 費 そ の 他	× × × × × × × × × × × ×	
	一 般 管 理 費 計		
	営 業 利 益 (又 は 営 業 損 失)		× × ×
営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		× × ×
	受 取 配 当 金		
	有 価 証 券 利 息		
	受 取 利 息		
	有 価 証 券 売 却 益		
	有 価 証 券 償 還 益		
	・ ・ ・ ・ ・		
	営 業 外 収 益 計 営 業 外 費 用 支 払 利 息 有 価 証 券 売 却 損 貸 倒 償 却 ・ ・ ・ ・ ・ 営 業 外 費 用 計		× × ×
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)		× × ×
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	臨 時 利 益	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	特 別 利 益 計		× × ×
	特 別 損 失		
有 価 証 券 評 価 減	× × ×		
臨 時 損 失	× × ×		
・ ・ ・ ・ ・	× × ×		
特 別 損 失 計		× × ×	
	税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)		× × ×
	法 人 税 等		× × ×
	法 人 税 等 調 整 額		× × ×
	当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)		× × ×
	前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失)		× × ×
	× × × 積 立 金 取 崩 額		× × ×
	当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)		× × ×

(3) 利益処分計算書
年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当期未処分利益額		× × ×
× × × 積立金取崩額		× × ×
別途積立金取崩額		× × ×
計		× × ×
利益処分額		
利益準備金	× × ×	
配当金	× × ×	
役員賞与金	× × ×	
× × × 積立金	× × ×	
別途積立金	× × ×	
計		× × ×
次期繰越利益		× × ×

(4) 損失処理計算書
年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当期未処理損失額		× × ×
損失処理額		
× × × 積立金取崩額	× × ×	
別途積立金取崩額	× × ×	
利益準備金取崩額	× × ×	
資本準備金取崩額	× × ×	
計		× × ×
次期繰越損失		× × ×

(5) 附属明細表

① 有価証券明細表
(株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

(債券)

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

(その他)

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末 残高	当期増 加額	当期減 小額	当期末 残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当 期末残 高
					当期償 却額		
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘 柄	発行年月日	当期末残高	利 率	担 保	償 還 期 限
		千円	%		
計					

④ 借入金等明細表

区 分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）			
その他の有利子負債			
計			

⑤ 引当金明細表

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における取締役、執行役及び監査役について記載すること。

(5) 営業所の状況

当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 信託契約代理店の増減

増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。

(7) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(8) 親法人等及び子法人等の状況

① 当期末現在における親法人等（令第十四条第二号に該当する法人等をいう。）及び子法人等（令第十四条第三号に該当する法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

① 各種信託の残高

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

③ 金銭評価の困難な信託

期中に新規設定された信託について記載すること

④ 流動化を目的とした信託

イ 期中に新規設定された信託について記載すること

ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、

① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの

② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの

③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの

のいずれかに該当するものをいう。

⑤ 信託財産残高表

イ 金銭評価の困難な信託を除く。

ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記

載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。

ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

ニ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
動 産 不 動 産			
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

⑥ 信託財産収支表

イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。

ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。

ハ 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高

イ 管理型信託会社のみ記載すること。

ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。

(2) 指図を行う者に関する事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者以外の者であつて、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型信託会社のみ記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(2) 貸借対照表

① 注記事項

次の事項を注記すること。

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

ロ 固定資産の減価償却の方法

ハ 引当金の計上基準

ニ その他重要な会計方針

ホ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容

へ 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

ト 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額

チ その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

② 貸倒引当金

流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

③ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産

当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。

④ 引当金

当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

⑤ 任意積立金

当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(3) 損益計算書

① 注記事項

次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

イ 損益計算書の作成に関する重要な会計方針

ロ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容

ハ その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

② 特別利益及び特別損失

当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

③ 積立金取崩額

「×××積立金取崩額」の欄には、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額を

記載すること。なお、一定の目的のために留保した利益のその目的外の取崩しの額又は別途積立金の取崩しの額は、利益処分計算書又は損失処理計算書の該当欄に記載すること。

(4) 利益処分計算書

一株当たり配当金額を注記すること。また、記念配当を行った場合には、その旨を注記すること。

(5) 附属明細表

① 有価証券明細表

イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の七（第五項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。

ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。

ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

② 有形固定資産明細表

イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

③ 社債明細表

イ 発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。

ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。

ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④ 借入金等明細表

イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤ 引当金明細表

イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

年度営業報告書 { 年 月 日から }
 { 年 月 日まで }
 年 月 日提出
 商号 印
 主たる支店の所在地
 日本における代表者の氏名 印

1 業 務 の 状 況

- (1) 当期の日本における信託業務の概要
 (2) 支店において営んでいる業務の種類
 (3) 支店に駐在する役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	支店に駐在 する役員 名	うち非常勤	使 用 人 名	計 名
		名		
総 数				

② 国内における代表者及び支店に駐在する役員状況

役 職 名	氏 名

(4) 支店の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人 名
計 店		計 名

(5) 信託契約代理店の増減

前 期 末	当 期 末	増 減 (△)

(6) 株主等の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合 %
その他 (名)		
計 名		100.00%

(7) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

③金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
その他の			
合計			

④ 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類		件数	元本額
金 銭 債 権	貸 付 債 権		
	売 掛 債 権		
	そ の 他		
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 貸 借 権			
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
そ の 他			
合 計			

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
貸付有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産

百万円

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		動産不動産売却損	
※ 収益調整益		有価証券償還損	
※ 投資信託解約差益		※ 収益調整損	
有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
投資信託有価証券売却益		貸出金償却	
動産不動産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		動産不動産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※	
※ 特別留保金戻入		※	
※		※	
※		※	
※		その他の支出	
※		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合計		合計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空機法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第1項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
10	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
11	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
12	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
13	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
14	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
15	著作権等(著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。)	
16	前各号に掲げる資産以外の資産	

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信託の種類	信託の残高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2) 指図を行う者に関する事項

商号又は名称	所在地	株式の所有関係がある場合には、その内容

2 経 理 の 状 況
 (1) 貸 借 対 照 表
 年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 け		短 期 借 入 金	
現 預		前 受	
有 価 証		前 受 収 益	
短 期 貸 付 金		未 払 金	
前 払		未 払 費 用	
前 払 費 用		未 払 法 人 税 等	
未 収 入 金		繰 延 税 金 負 債	
未 収 収 益		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
そ の 他 の 流 動 資 産		流 動 負 債 計	
貸 倒 引 当 金	△	固 定 負 債	
流 動 資 産 計		長 期 借 入 金	
固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
建 物		そ の 他 の 固 定 負 債	
器 具 備 品		固 定 負 債 計	
土 地		引 当 金	
.	
無 形 固 定 資 産		引 当 金 計	
営 業 権			
.		負 債 合 計	
投 資		(資 本 の 部)	
投 資 有 価 証		資 本 金	
関 係 会 社 株 式		資 本 剰 余 金	
出 資 金		資 本 準 備 金	
長 期 貸 付 金		そ の 他 資 本 剰 余 金	
長 期 前 払 費 用		
繰 延 税 金 資 産		利 益 剰 余 金	
そ の 他 の 投 資 等		利 益 準 備 金	
貸 倒 引 当 金	△	任 意 積 立 金	
固 定 資 産 計		× × × 積 立 金	
繰 延 資 産		当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	
創 立 費		(う ち 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失))	
.		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
繰 延 資 産 計		自 己 株 式	△
資 産 合 計		資 本 合 計	
		負 債 ・ 資 本 合 計	

(2) 損益計算書

[年 月 日から
年 月 日まで]

科		目	金	額	
			千円	千円	
経常損益の部	営業	収益			
	信託報酬			× × ×	
	指定金銭信託		× × ×		
	特定金銭信託		× × ×		
	年金信託		× × ×		
	財産形成給付信託		× × ×		
	貸付信託		× × ×		
	投資信託		× × ×		
	金銭信託以外の金銭の信託		× × ×		
	有価証券の信託		× × ×		
	金銭債権の信託		× × ×		
	不動産の信託		× × ×		
	土地及びその定着物の信託		× × ×		
	地上権の信託		× × ×		
	土地の賃借権の信託		× × ×		
	包括信託		× × ×		
	その他の信託		× × ×		
	その他の営業収益			<u>× × ×</u>	
	信託契約代理業		× × ×		
	信託受益権販売業		× × ×		
	その他の		× × ×		
	営業収益			× × ×	
	営業費用				
	支店	払手	手数料		× × ×
	広告	手宣	伝		× × ×
	公営	告	雑		× × ×
業	業	経		<u>× × ×</u>	
通印	信	刷	× × ×		
調	刷	査	× × ×		
諸	査	会	× × ×		
・	・	・	× × ×		
営	業	費		× × ×	
一	般	管			
給	役	報	× × ×		
役	給	料			
賞	料	・			
		手			
交	際	交	× × ×		
寄	付	通	× × ×		
旅	費	公			
租	税		× × ×		

	不 動 産 賃 貸 料 退 職 給 付 費 用 貸 倒 引 当 金 繰 入 固 定 資 産 原 価 償 却 費 そ の 他	× × × × × × × × ×	
	一 般 管 理 費 計		
	営 業 利 益 (又 は 営 業 損 失)		× × ×
営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		× × ×
	受 取 配 当 金		
	有 価 証 券 利 息		
	受 取 利 息		
	有 価 証 券 売 却 益		
	有 価 証 券 償 還 益		
	・ ・ ・ ・ ・		
営 業 外 収 益 計 営 業 外 費 用 支 払 利 息 有 価 証 券 売 却 損 貸 倒 償 却 ・ ・ ・ ・ ・ 営 業 外 費 用 計			× × ×
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)		× × ×
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	臨 時 利 益	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	特 別 利 益 計		× × ×
	特 別 損 失		
	有 価 証 券 評 価 減 臨 時 損 失 ・ ・ ・ ・ ・	× × × × × × × × ×	
特 別 損 失 計		× × ×	
	税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)		× × ×
	法 人 税 等		× × ×
	法 人 税 等 調 整 額		× × ×
	当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)		× × ×
	前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失)		× × ×
	× × × 積 立 金 取 崩 額		× × ×
	当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)		× × ×

(3) 利益処分計算書
年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当期未処分利益額		× × ×
× × × 積立金取崩額		× × ×
別途積立金取崩額		× × ×
計		× × ×
利益処分額		
利益準備金	× × ×	
配当金	× × ×	
役員賞与金	× × ×	
× × × 積立金	× × ×	
別途積立金	× × ×	
計		× × ×
次期繰越利益		× × ×

(4) 損失処理計算書
年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当期未処理損失額		× × ×
損失処理額		
× × × 積立金取崩額	× × ×	
別途積立金取崩額	× × ×	
利益準備金取崩額	× × ×	
資本準備金取崩額	× × ×	
計		× × ×
次期繰越損失		× × ×

(5) 附属明細表

① 有価証券明細表
(株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

(債券)

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

(その他)

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末 残高	当期増 加額	当期減 小額	当期末 残高	減価償却 累計額又は 償却累計額		差引当 期末残 高
					減価償却 累計額	当期償 却額	
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘 柄	発行年月日	当期末残高	利 率	担 保	償 還 期 限
		千円	%		
計					

④ 借入金等明細表

区 分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）			
その他の有利子負債			
計			

⑤ 引当金明細表

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1 業務の状況

- (1) 当期の日本における信託業務の概要
当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。
- (2) 支店において営んでいる業務の種類
当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- (3) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。
 - ② 国内における代表者及び支店に駐在する役員の状況
当期末現在における国内における代表者及び支店に駐在する役員について記載すること。
- (4) 主たる支店その他の支店の状況
当期末現在における国内におけるすべての支店について記載すること。なお、当期中において、支店の設置若しくは廃止があった場合又は支店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
- (5) 信託契約代理店の増減
増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。
- (6) 株主等の状況
当期末現在における上位10位までの株主又は出資者（第43条第2号ハに規定する上位10位までの株主又は出資者をいう。）及びその他の株主又は出資者について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。
- (7) 親法人等及び子法人等の状況
 - ① 当期末現在における親法人等（令第十四条第二号に該当する法人等をいう。）及び子法人等（令第十四条第三号に該当する法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。
- (8) 業務の状況
当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。
 - ① 各種信託の残高
 - イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
 - ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。
 - ② 各種信託の信託財産別残高表
金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
 - ③ 金銭評価の困難な信託
期中に新規設定された信託について記載すること
 - ④ 流動化を目的とした信託
 - イ 期中に新規設定された信託について記載すること
 - ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもののいずれかに該当するものをいう。
 - ⑤ 信託財産残高表
 - イ 金銭評価の困難な信託を除く。
 - ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
 - ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
 - ニ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。
なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
動 産 不 動 産			
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

⑥ 信託財産収支表

イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。

ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。

ハ 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高

イ 管理型外国信託会社のみ記載すること。

ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。

(2) 指図を行う者に関する事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項第八項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型外国信託会社のみ記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(2) 貸借対照表

① 営む業務の全部に関するものと支店において営む業務に関するものをそれぞれ作成すること。

② 注記事項

次の事項を注記すること。

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

ロ 固定資産の減価償却の方法

ハ 引当金の計上基準

ニ その他重要な会計方針

ホ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容

へ 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

ト 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額

チ その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

③ 貸倒引当金

流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

④ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産

当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。

⑤ 引当金

当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

⑥ 資本金、資本剰余金

支店において営む業務に関するものについては、持込資本金及び損失準備金（法第55条の規定により積み立てられるものをいう。）を記載すること。

⑦ 任意積立金

当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(3) 損益計算書

① 営む業務の全部に関するものと支店において営む業務に関するものをそれぞれ作成すること。

② 注記事項

次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

イ 損益計算書の作成に関する重要な会計方針

ロ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更が与えた影響の内容

ハ その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- ③ 特別利益及び特別損失
当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ④ 積立金取崩額
「×××積立金取崩額」の欄には、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額を記載すること。なお、一定の目的のために留保した利益のその目的外の取崩しの額又は別途積立金の取崩しの額は、利益処分計算書又は損失処理計算書の該当欄に記載すること。
- (4) 利益処分計算書
一株当たり配当金額を注記すること。また、記念配当を行った場合には、その旨を注記すること。
- (5) 附属明細表
 - ① 有価証券明細表
 - イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の七（第五項を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。
 - ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
 - ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
 - ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。
 - ② 有形固定資産明細表
 - イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
 - ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
 - ③ 社債明細表
 - イ 発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。
 - ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。
 - ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。
 - ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。
 - ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。
 - ④ 借入金等明細表
 - イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
 - ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
 - ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
 - ニ 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
 - ⑤ 引当金明細表
 - イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。
 - ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
 - ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

取締役等の兼職及び兼業状況表

（ 年 月末日現在）

兼職又は兼業の承認を受けた取締役			兼職又は兼業の状況	
氏名	役職名	代表権の有無	兼職先の会社名及び役職名 又は兼業している事業	兼職先の会社の 主たる事業

（記載上の注意）

「取締役」とあるのは、委員会等設置会社にあつては「執行役」と、外国信託会社にあつては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。

業務委託の状況表

信託の 区分	委託した 業務の内容	委託先	委託した理由

（記載上の注意）

営業年度中に業務委託契約を締結したものについて記載すること。

信託財産残高表

（ 年 月末現在）

（単位 百万円）

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
信託受益権		地上権の信託	
受託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
貸付有価証券		包括信託	
金銭債権		その他の信託	
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
土地の賃借権			
建物の賃借権			

その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

1. 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
2. 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 職務分担型共同受託を行っている場合は、以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位 百万円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	

有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
信託受益権		地上権の信託	
受託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
貸付有価証券		包括信託	
金銭債権		その他の信託	
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
土地の賃借権			
建物の賃借権			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
合計		合計	

財務（支）局長 殿	年 月 日 申請者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） — 商号又は名称 代表者の氏名 印
登録申請書	
信託業法第52条第2項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。	
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日 ）
（ふりがな）	
1. 商号又は名称	
2. 資本又は出資の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	別添2のとおり
4. 信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る）以外の業務を営むときは、その業務	別添3のとおり

の種類	
5. 主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	別添4のとおり

(記載上の注意)

1. 「※登録番号」欄には、記載しないこと。
2. 「信託業務特定大学技術移転事業に該当するものに限る）以外の業務を営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

商号又は名称を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本又は出資の額)

(第3面)

商号又は名称

資本又は出資の金額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本又は出資の金額を変更した場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：役員の氏名)

(第4面)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

--	--

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を作成すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号又は名称

(年 月 日現在)

他 に 営 む 業 務 の 種 類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添4：主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地)

(第6面)

商号又は名称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所に変更があった場合には、第二十三条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面（2部）を添付すること。

<p style="text-align: center;">内閣総理大臣 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者（郵便番号 ）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">所在地</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">電話番号（ ） —</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">商 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">主たる支店の名称</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">国内における代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">免許申請書</p> <p>信託業法第53条第2項の規定に基づき免許を申請します。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
--	--

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

(ふりがな)	
1. 商号及び本店の所在地	
2. 資本の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	別添2のとおり
4. 信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類	別添3のとおり
5. 主たる支店 その他の支	別添4のとおり

店の名称及び所在地	
6. 国内における代表者の氏名及び国内の住所	別添5のとおり

(記載上の注意)

「信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第六十三条第二項において準用する第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本の額)

(第3面)

商号

資本金額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：役員の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更

後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面（２部）を作成すること。

（別添３：他に営む業務の種類）

（第５面）

商号

（ 年 月 日現在）

他に営む業務の種類

（注意事項）

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（２部）を添付すること。

（別添４：主たる支店その他の支店の名称及び所在地）

（第６面）

商号

（ 年 月 日現在）

名 称	所 在 地

（注意事項）

主たる支店その他の支店に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の全支店の名称及び所在地を記載した書面（２部）を添付すること。

（別添５：国内における代表者の氏名及び住所）

（第７面）

商号

（ 年 月 日現在）

(ふりがな) 氏 名	住 所

（注意事項）

国内における代表者の氏名及び住所に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した国内における代表者の氏名及び住所を記載した書面（２部）を添付すること。

財務（支）局長 殿	年 月 日 申請者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） — 商 号 主たる支店の名称 国内における代表者の氏名 印 免許申請書
信託業法第54条第3項の規定に基づき登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日 ）
（ふりがな） 1. 商号及び本店の所在地	
2. 資本の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	別添2のとおり
4. 信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類	別添3のとおり
5. 主たる支店	

その他の支店の名称及び所在地	別添4のとおり
6. 国内における代表者の氏名及び国内の住所	別添5のとおり

(記載上の注意)

1. 「※登録番号」欄には、記載しないこと。
2. 「信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。ただし、第六十三条第二項において準用する第二十一条第一項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本の額)

(第3面)

商号

資本金額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：役員の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面（２部）を作成すること。

(別添３：他に営む業務の種類)

(第５面)

商号

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（２部）を添付すること。

(別添４：主たる支店その他の支店の名称及び所在地)

(第６面)

商号

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

主たる支店その他の支店に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した変更後の全支店の名称及び所在地を記載した書面（２部）を添付すること。

(別添５：国内における代表者の氏名及び住所)

(第７面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	住 所

(注意事項)

国内における代表者の氏名及び住所に変更があった場合には、第六十二条による届出書に、本様式により作成した国内における代表者の氏名及び住所を記載した書面（２部）を添付すること。

		年	月	日
財務（支）局長 殿				
申請者	主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 （法人にあつては、代表者の氏名）			印
登 録 申 請 書				
信託業法第 67 条第 2 項の規定により登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。				

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名に
よることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

* 登 録 番 号	財務(支)局長 (仲)第 号 (年 月 日)	
1. 法人・個人の別	法 人	個 人
(ふりがな)		
2. 商号又は名称		
(ふりがな)		
3. 氏 名		
4. 役員 の 氏 名	別添1のとおり	
5. 信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2のとおり	
6. 所属信託会社の商号	別添3のとおり	
7. 他に営む業務の種類	別添4のとおり	
8. 個人の登録申請者の兼職状況	別添5のとおり	
9. 法人の登録申請者の役員 の兼職又は兼業状況	別添6のとおり	

(記載上の注意)

- 1 「*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」「4. 役員 の 氏 名」
 - (1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に () 書きで合わせて記載することができる。
 - (4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員 の 氏 名」への記載は省略すること。
- 4 「5. 信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6. 所属信託会社の商号」には、所属信託会社（法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項（同法第九十九条（同法第二百四十条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。）の商号又は名称を記載すること。
- 6 「7. 他に営む業務の種類」、「8. 個人の登録申請者の兼職状況」及び「9. 法人の登録申請者の役員
の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(別添1：役員の氏名)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第7条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2：信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地
(主たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	

(注意事項)

信託契約代理業を行う営業所又は事務所に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3：所属信託会社の商号)

商号又は名称

(年 月 日現在)

所属信託会社の商号

(注意事項)

所属信託会社に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全所属信託会社の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4：他に営む業務の種類)

商号又は名称

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての他に営む業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添5：個人の登録申請者の兼職状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類

(注意事項)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 役員 の 氏 名	常務に従事している他の会社の商号若しくは名称 及び業務の種類又は他に営む事業の種類

(注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

別紙様式第19号（第75条関係）

20 cm 以上	30cm 以上
	信 託 契 約 代 理 店 登 録 票
	信 託 契 約 代 理 業
	登録番号 財務（支）局長 第 号
	(信託契約代理店の商号、名称又は氏名)
所属信託会社	
(所属信託会社の商号)	

(記載上の注意)

1. 「所属信託会社の商号」には、所属信託会社（法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。）の商号又は名称を記載すること。
2. 法附則第16条第4項の規定により法第67条第1項の登録を受けたものとみなされる信託契約代理店にあつては、法附則第16条第6項の規定により登録番号を取得するまでの間は、登録番号に代えて、法附則第16条第4項の規定により法第67条第1項の登録を受けたものとみなされた信託契約代理店である旨を表示すること。

別紙様式第20号（第79条関係）

（日本工業規格A4）

信託契約代理業務に関する報告書

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日提出

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所等の所在地

1. 登録年月日及び登録番号

2. 所属信託会社

	委託契約 年月日	信託会社名
①		
②		

3. 役員及び使用人の状況（個人の場合の代表者は、役員欄に記載）

	役員		使用人	計
	うち非常勤			
総数	名	名	名	名

4. 営業所又は事務所の状況

名称	所在地
計	店

5. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

所属信託会社名	締結の代理	締結の媒介	合計
①			
②			

② 手数料の状況

（単位：百万円）

所属信託会社名	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
①			
②			

(記載上の注意)

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属信託会社

当期末現在において委託を受けている所属信託会社（法第 67 条第 2 項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 2 項の規定により適用する法第 67 条第 2 項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第 99 条第 9 項（同法第 199 条（同法第 240 条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第 67 条第 2 項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。）との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること（複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

4. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

期中に信託契約代理業務として代理・媒介行為を行った契約数を記載すること。

② 手数料の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た信託契約代理業務に係る手数料のうち、代理・媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

別紙様式第21号（第79条関係）

（日本工業規格A4）

信託契約代理業務に関する報告書

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日提出

（ふりがな）
氏 名 印
住 所
主たる営業所等の所在地

1. 登録年月日及び登録番号

2. 所属信託会社

	委託契約 年月日	信託会社名
①		
②		

3. 使用人の状況

	使 用 人	計
総 数	名	名

4. 営業所又は事務所の状況

名称	所在地
主たる営業所又は事務所	
計	店

5. 信託契約代理業の実施状況

① 取扱件数

所属信託会社名	締結の代理	締結の媒介	合計
①			
②			

② 手数料の状況

（単位：百万円）

所属信託会社名	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
①			
②			

(記載上の注意)

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属信託会社

当期末現在において委託を受けている所属信託会社（法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項（同法第九十九条（同法第二百四十条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。）との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること（複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 使用人の状況

当期末現在における使用人について記載すること。

4. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

期中に信託契約代理業務として代理・媒介行為を行った契約数を記載すること。

② 手数料の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た信託契約代理業務に係る手数料のうち、代理・媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

		年	月	日
財務（支）局長 殿				
申請者	主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 （法人にあつては、代表者の氏名）			印
登 録 申 請 書				
信託業法第87条第1項の規定により登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。				

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名に
よることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

* 登 録 番 号	財務(支)局長 (仲)第 号 (年 月 日)	
1. 法人・個人の別	法 人	個 人
(ふりがな)		
2. 商号又は名称		
(ふりがな)		
3. 氏 名		
4. 役員 の 氏 名	別添1のとおり	
5. 信託受益権販売業を営む 営業所又は事務所の名称 及び所在地	別添2のとおり	
6. 他に営む業務の種類	別添3のとおり	
7. 個人の登録申請者の兼職 状況	別添4のとおり	
8. 法人の登録申請者の役員 の兼職又は兼業状況	別添5のとおり	

(記載上の注意)

- 1 「*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」「4. 役員 の 氏 名」
 - (1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に () 書きで合わせて記載することができる。
 - (4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員 の 氏 名」への記載は省略すること。
- 4 「5. 信託受益権販売業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6. 他に営む業務の種類」、「7. 個人の登録申請者の兼職状況」及び「8. 法人の登録申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(別添1：役員の氏名)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第7条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2：信託受益権販売業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地
(主たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	

(注意事項)

信託受益権販売業を行う営業所又は事務所に変更があった場合には、第86条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての信託受益権販売業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

商号又は名称

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての他に営む業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4：個人の登録申請者の兼職状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類

(注意事項)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合には、第86条第1項において準用する第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添5：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 役員 の 氏 名	常務に従事している他の会社の商号若しくは名称 及び業務の種類又は他に営む事業の種類

(注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類に変更があった場合には、第86条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

別紙様式第 2 3 号 (第 8 8 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A4)

年 月 日

財務 (支) 局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

(法人にあっては、代表者の氏名)

営業保証金供託届出書

信託業法第 91 条第 1 項、第 4 項又は第 8 項の規定により供託をしたので、供託書の写しを添付して、届け出ます。

年 月 日

財務 (支) 局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託届出書

信託業法第 91 条第 3 項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、
届け出ます。

年 月 日

財務（支）局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

信託業法施行令第20条において準用する同令第10条第3号の規定により、信託業法第91条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

財務（支）局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

信託業法施行令第20条において準用する同令第10条第3号の規定により、信託業法第91条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

財務 (支) 局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約変更届出書

信託業法第 91 条第 3 項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け
出ます。

年 月 日

財務 (支) 局長殿

届出者

住 所

商号又は名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約解除届出書

信託業法第 91 条第 3 項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して届け出ます。

別紙様式第29号（第93条関係）

	30cm 以上	
20 cm 以上	<p>信 託 受 益 権 販 売 業 者 登 録 票</p> <p>信 託 受 益 権 販 売 業</p> <p>登録番号 財務（支）局長 第 号</p> <p>有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>（信託受益権販売業者の商号、名称又は氏名）</p>	

信託受益権販売業務に関する報告書

{

 年 月 日から
 年 月 日まで

}

年 月 日提出

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

印

代表者の役職

主たる営業所等の所在地

I 業務の状況

1. 登録年月日及び登録番号
2. 当期の業務概要
3. 株主総会等の決議事項の要旨
4. 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名

（記載上の注意）

1. 登録年月日及び登録番号
 - イ 当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - ロ 法第105条第1項の規定により登録を受けないで信託受益権販売業務を営む場合は、その旨を記載すること。
2. 役員及び使用人の状況
 - 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

（第2面）

5. 営業所又は事務所の状況

名称	所在地
主たる営業所又は事務所	
計	店

（第3面）

6. 信託受益権販売業務の実施状況

① 販売契約の締結

信託受益権に係る信託の種類	締結契約数	販売金額
金銭の信託		
うち元本補てん・利益補足契約 付の金銭の信託		
有価証券の信託		
金銭債権の信託		

不動産の信託		
不動産に係る権利の信託		
動産の信託		
知的財産権の信託		
その他の信託		
合計		

② 販売契約の締結の代理又は媒介

信託受益権に係る信託の種類	販売契約の締結の代理			販売契約の締結の媒介		
	取扱件数	取扱高	手数料収入	取扱件数	取扱高	手数料収入
金銭の信託						
うち元本補てん・利益補足契約付の金銭の信託						
有価証券の信託						
金銭債権の信託						
不動産の信託						
不動産に係る権利の信託						
動産の信託						
知的財産権の信託						
その他の信託						
合計						

(記載上の注意)

適格機関投資家を対象としたものを全体の内数として()を付けて記載すること。

(第4面)

II 経理の状況

(信託受益権販売業以外の業務を営む場合には、信託受益権販売業務を含む全体の経理の状況及び信託受益権販売業務についてのみの経理の状況を作成すること。ただし、信託受益権販売業務についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。)

1. 貸借対照表
年 月 日 現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
流動資産			流動負債		
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		

そ の 他			繰延税金負債		
貸倒引当金	△	△	そ の 他		
固 定 資 産			固 定 負 債		
有形固定資産			長期借入金		
建 物			退職給付引当金		
器具・備品			繰延税金負債		
土 地			そ の 他		
そ の 他					
			負 債 合 計		
無形固定資産					
			資 本 の 部		
投 資 等			資 本 金		
投資有価証券			資 本 剰 余 金		
長期差入保証金			資 本 準 備 金		
繰延税金資産			その他資本剰余金		
そ の 他			減 資 差 益		
貸倒引当金	△	△	自己株式処分差益		
			利 益 剰 余 金		
			利 益 準 備 金		
			任 意 積 立 金		
			当期末処分利益（又は当期末処理損失）		
			（うち当期純利益（又は当期純損失）		
			土地再評価差額金		
			株式等評価差額金		
			自 己 株 式		
繰 延 資 産			資 本 合 計		
資 産 合 計			負 債 ・ 資 本 合 計		

(記載上の注意)

1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第5面)

2. 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
	千円	千円
営 業 収 益		
手 数 料		
そ の 他		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		

人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
公告宣伝費		
退職給付費用		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券売却益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等		
法人税等調整額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

(記載上の注意)

1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第6面)

3. 利益処分計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科目	金額	備考
当期末処分利益	千円	
××準備金取崩し		
その他		
計		
上記金額の処分		
利益準備金		
配当金		1株当たり配当額 現金 円 株式 円
役員賞与金		
その他		
計		
次期繰越利益		

(記載上の注意)

1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

(第7面)

4. 損失処理計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	備 考
当 期 未 処 分 損 失	千円	
上 記 金 額 の 処 理		
利 益 準 備 金 取 崩 し		
資 本 準 備 金 取 崩 し		
そ の 他		
計		
次 期 繰 越 損 失		

(記載上の注意)

1. 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
2. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

信託受益権販売業務に関する報告書

{

 年 月 日から
 年 月 日まで

}

年 月 日提出

（ふりがな）

氏 名 印

住 所

主たる営業所等の所在地

I 業務の状況

1. 登録年月日及び登録番号
2. 当期の業務概要
3. 使用人の状況

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

（記載上の注意）

1. 登録年月日及び登録番号
当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
2. 役員及び使用人の状況
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

（第2面）

5. 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地
主たる営業所又は事務所	
計	店

（第3面）

6. 信託受益権販売業務の実施状況

① 販売契約の締結

信託受益権に係る信託の種類	締結契約数	販売金額
金銭の信託		
うち元本補てん・利益補足契約 付の金銭の信託		
有価証券の信託		
金銭債権の信託		
不動産の信託		
不動産に係る権利の信託		
動産の信託		
知的財産権の信託		

その他の信託		
合計		

② 販売契約の締結の代理又は媒介

信託受益権に係る信託の種類	販売契約の締結の代理			販売契約の締結の媒介		
	取扱件数	取扱高	手数料収入	取扱件数	取扱高	手数料収入
金銭の信託						
うち元本補てん・利益補足契約付の金銭の信託						
有価証券の信託						
金銭債権の信託						
不動産の信託						
不動産に係る権利の信託						
動産の信託						
知的財産権の信託						
その他の信託						
合計						

(記載上の注意)

適格機関投資家を対象としたものを全体の内数として()を付けて記載すること。

(第4面)

II 経理の状況

1. 貸借対照表
年 月 日 現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
現金・預金			借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			その他		
建物					
器具・備品					
土地					
その他					
			事業主借		
事業主貸			元入金		
合計			合計		

2. 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額
収 入 金 額	千円
手 数 料	
受 取 利 息	
有 価 証 券 売 却 益	
そ の 他	
経 費	
給 料 ・ 賃 金	
租 税 公 課	
通 信 交 通 費	
調 査 研 究 費	
公 告 宣 伝 費	
地 代 ・ 家 賃	
そ の 他	
差引金額 (収入金額－経費)	